



第3期

高知県食育推進計画

平成30年3月
高知県

はじめに

「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指して、県では平成22年2月「日本一の健康長寿県構想」を策定し、保健・医療・福祉の各分野の取組を進めてまいりました。今回、構想の基盤をなす保健分野の計画の一つであります「高知県食育推進計画」を新たに改定いたしました。

この「第3期高知県食育推進計画」では、平成19年度に策定した第1期計画、平成25年度からの第2期計画の取組や推進目標の進捗状況や平成28年高知県県民健康・栄養調査結果の分析を踏まえ、本県の「食育」をより一層進めることを目指しており、食育の目標達成のため、第2期計画に引き続き、次の4つの柱を基本方針として、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の取組を推進していきます。



- 1 「高知家の未来を担う子どもの食育の推進」では、子どもの頃からの健康的な食生活習慣の定着を目指し、基礎知識や実践力の習得を強化します。
- 2 「健康長寿を実現する食育の推進」では、バランスのとれた食生活の実践と規則正しい生活習慣の形成に取り組むことにより生活習慣病の予防と改善につなげるとともに、新たに高齢者の低栄養予防に取り組みます。
- 3 「食の理解と継承」では、伝統的な行事や食文化を継承し若い世代に伝える取組や、食の安全・安心の確保、地産地消を推進するとともに、南海トラフ地震等大規模災害発生に備えた栄養・食生活支援の取組を強化します。
- 4 「食を育む環境づくり」では、食育の実践を支援する人材育成や環境の整備、食に関わる関係団体などとの連携を更に進め、食育の県民運動に取り組みます。

こうした取組の実効性をより高めるために、県民の皆様にも、この計画の趣旨を十分にご理解いただき、家庭、地域、学校、職場などにおいて、日々の食育を通じた健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、この計画の改定にあたりご尽力いただきました高知県食育連携推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成30年3月

高知県知事
尾崎 正直

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	1
第4節	第2期計画の指標の評価	3

第2章 食育に関わる現状と課題

第1節	県民の健康づくりをめぐる状況	5
第2節	県民の栄養・食生活の状況	13

第3章 目指す食育推進の方向

第1節	食育の目標	25
第2節	目指す姿	25
第3節	基本方針	26
第4節	計画の施策体系	27

第4章 具体的な取組

第1節	高知家の未来を担う子どもの食育の推進	28
第2節	健康長寿を実現する食育の推進	32
第3節	食の理解と継承	36
第4節	食を育む環境づくり	41
第5節	多様な関係者の連携・協働の強化	45

第5章 食育の推進の評価指標

第1節	評価指標の考え方	47
第2節	食育の推進にあたっての指標	48

第6章 計画の推進方法

第1節	計画の推進体制	50
第2節	関係者の役割	50

(参考資料)

1	高知県食育連携推進協議会の開催の経過と内容	52
2	高知県食育連携推進協議会の委員名簿	52
3	食育推進に関する県の窓口	53
4	食育基本法	54
5	平成28年高知県県民健康・栄養調査の概要（抜粋）	62

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年7月に食育基本法が施行され、平成18年に食育推進基本計画が策定されました。

これを受け、本県では平成19年3月に「高知県食育推進計画」を策定し、県民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の食材や食文化について理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育む「食育」を推進し、平成25年3月には「第2期高知県食育推進計画」を策定しました。

国においては、食育推進基本計画策定以降、家庭、学校、保育所・幼稚園等における食育は着実に推進され、進展してきているものの、高齢者をはじめとする単独世帯やひとり親世帯等の食支援や特に若い世代の食生活、食文化の継承など食に関する課題に対応していくために平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育を推進していくこととしています。

このような中、「第2期高知県食育推進計画」の評価を行うとともに、国の「第3次食育推進基本計画」を踏まえ、「第3期高知県食育推進計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第17条第1項で規定する都道府県計画として位置づけるとともに、県、市町村、関係団体、事業者などがそれぞれの役割と特性を生かしながら、協働して県民とともに食育に取り組むための指針とします。

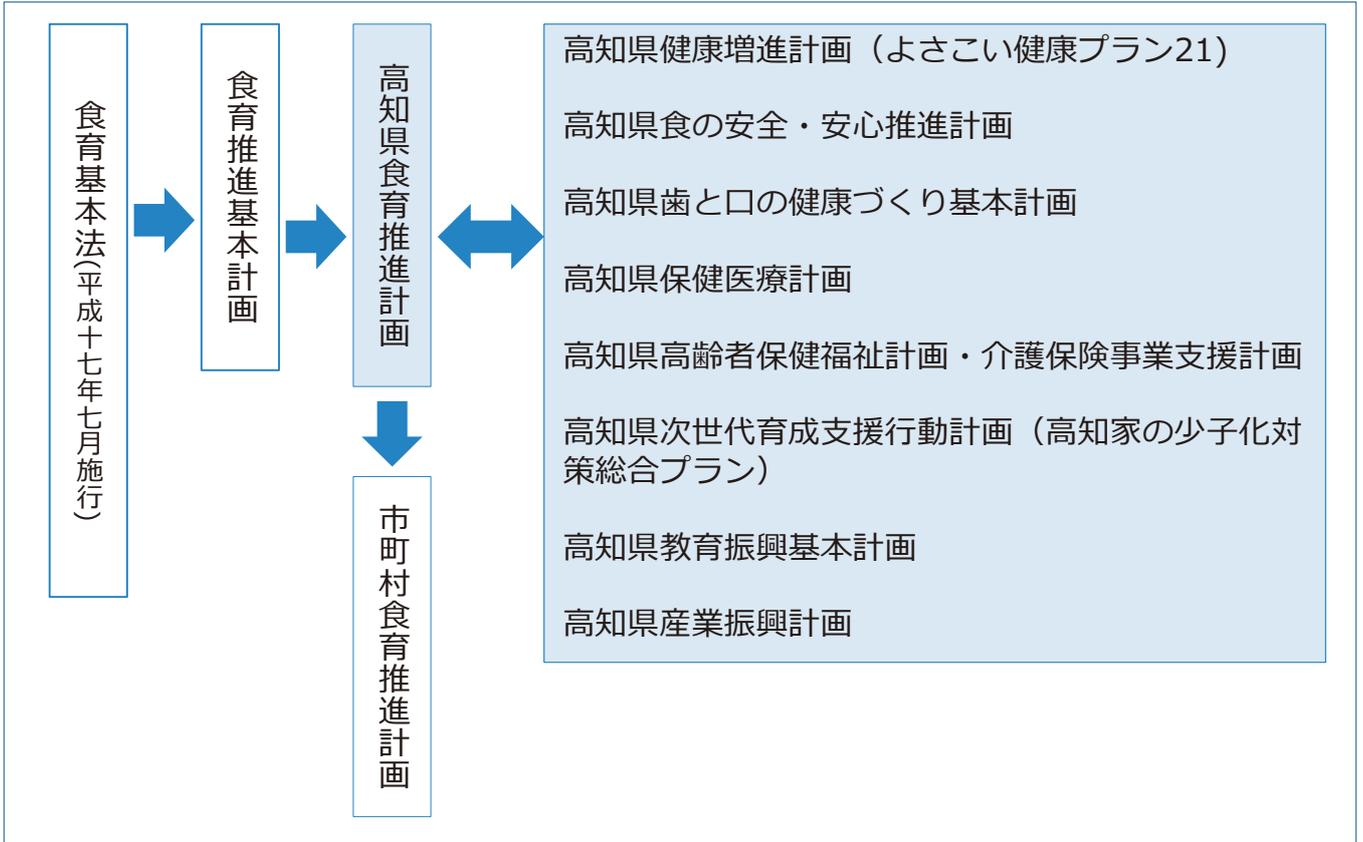
また、第4期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」、「日本一の健康長寿県構想」など、関係する諸計画と調和のとれたものとします。

第3節 計画の期間

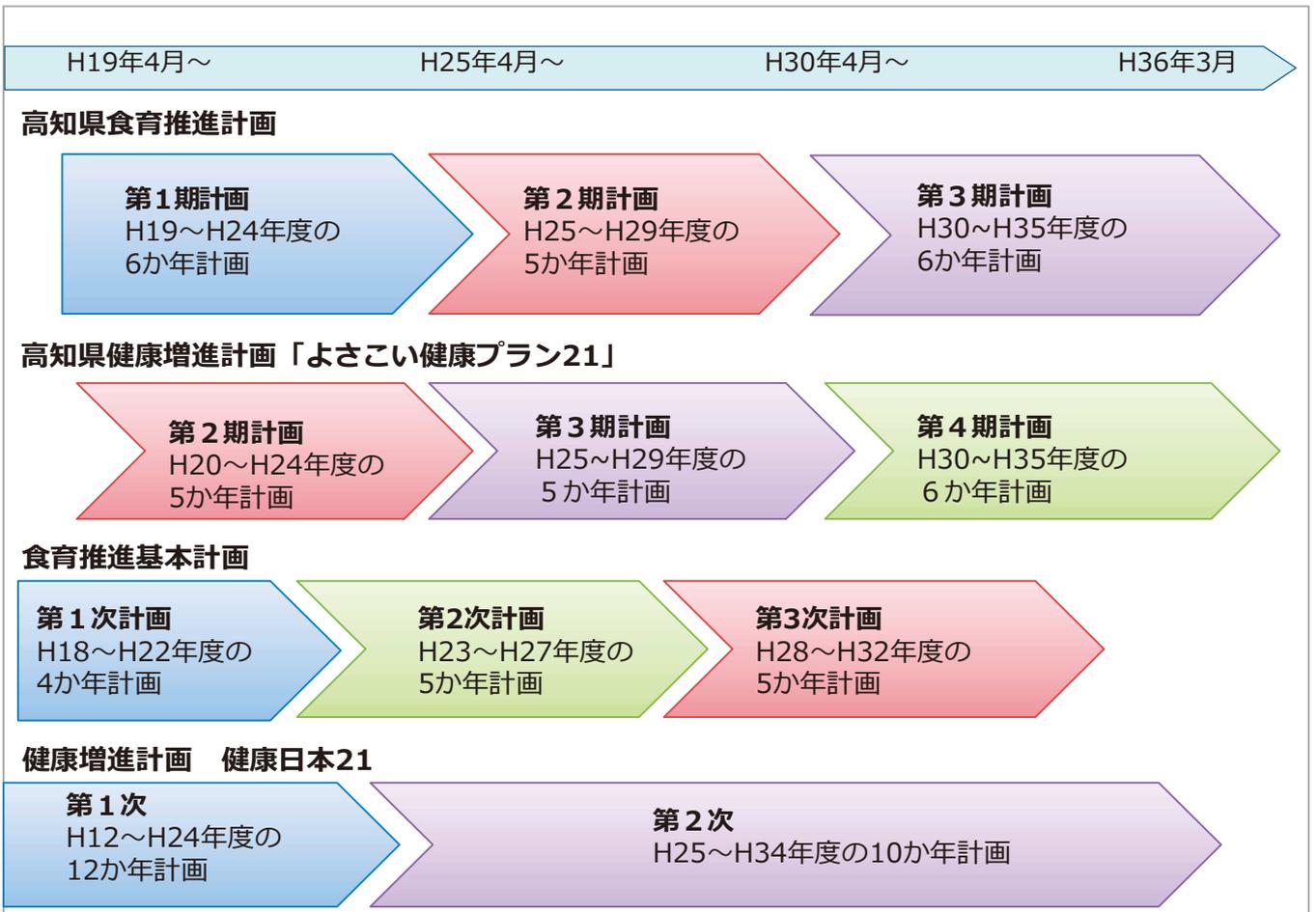
計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化などによる食をめぐる状況も踏まえながら、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

高知県食育推進計画の位置づけ



高知県食育推進計画と関連計画の策定経過



第4節 第2期計画の指標の評価

改善傾向にあるもの	変わらないもの	悪化傾向にあるもの
1 重点取組の指標		
<ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる子どもの割合 (高校2年生) 女子79% → 女子82% 〔目標*1 85%以上〕 	<ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる子どもの割合 (中学2年生) 男子81% → 男子80% 女子79% → 女子79% 〔目標*1 90%以上〕 (高校2年生) 男子76% → 男子78% 〔目標*1 85%以上〕 	<ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる子どもの割合 (小学5年生) 男子88% → 男子86% 女子90% → 女子85% 〔目標*1 95%以上〕
2 県民運動の啓発指標		
<ul style="list-style-type: none"> 食塩摂取量 (成人男女) 9.7g → 8.8g 〔目標*2 8.0g以下〕 野菜摂取量 (成人男女) 277g → 295g 〔目標*2 350g以上〕 	<ul style="list-style-type: none"> 果物摂取量100g未満の県民の割合 57.4% → 55.6% 〔目標*2 30%以下〕 	
3 関係団体と協働による指標		
<ul style="list-style-type: none"> 食育に関心を持っている県民の割合 48.7% → 54.1% 〔目標*1 95%以上〕 朝食を食べている県民の割合 (30歳代男女) 男性66.7% → 87.9% 女性77.1% → 93.6% 〔目標*3 85%以上〕 食に関する指導の年間計画 (各学年)を作成している学校の割合 (小学校・中学校) 51.8% → 81.8%(H27) 〔目標*4 100%〕 食育推進計画を策定している市町村数 23市町村 → 34市町村 〔目標*3 34市町村〕 	<ul style="list-style-type: none"> 朝食を食べている県民の割合 (20歳代男女) 男性80.0% → 75.0% 女性73.7% → 73.3% 〔目標*3 85%以上〕 健康づくりのための身体活動や運動を実践している県民の割合 43.1% → 45.8% 〔目標*3 50%以上〕 よくかんで食べている県民の割合 73.6% → 71.8% 〔目標*3 80%以上〕 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地場産物の活用 (食品数ベース) 41.1% → 33.9% 〔目標*3 50%〕 食生活改善推進員の数 1,986人 → 1,841人 〔目標*3 2,000人維持〕

(太字は目標を達成した項目です。)

*1 H28達成目標値 *2 H34達成目標値 *3 H29達成目標値 *4 H27達成目標値

【各指標の評価方法について】

1と2の項目のうち、高知県県民健康・栄養調査の項目については、調査結果（平成23年・平成28年）と第2期計画目標値から、「平成28年結果は平成23年から改善したか」と「平成28年結果は目標値に達したか」の2つを統計学的に判定し、2つの判定を総合して評価を実施

高知県県民健康・栄養調査には無い1と2の項目、及び3の項目については、「直近の実績値」と「策定時の値」の変化の絶対量を評価（一部の指標は統計的手法を用いて評価）

<これまでの食育の取組状況>

第2期計画では、食育推進のため4つの項目を基本方針として、県、関係機関・団体と連携した食育の取組を次のとおり行いました。

未来を担う子どもの食育の推進

- ・食生活改善推進協議会による食育講座、食育イベントの開催を通じた健康教育の実施
- ・小中高校生を対象に健康教育副読本を活用した健康教育の実施
- ・保護者研修や園内研修等を通じて、乳幼児期からの食育の推進
- ・小中学生を対象に、生産者等が講師となり農畜水産物に関する出前授業の実施
- ・「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進
- ・食に関する指導の年間指導計画作成の推進
- ・給食の時間における担任等による食育の実施（「ちょこっと食育」の推進）

健康長寿を実現する食育の推進

- ・食育応援店の登録による「食育の日」「野菜摂取」「朝食摂取」等の啓発
- ・減塩・生活習慣病予防の取組として、心臓にやさしい「ハートレシピ（食塩6g未満/日の地産献立集）」の作成及び啓発
- ・歯と口の健康づくりでは、むし歯予防にフッ素応用を支援
- ・「基本的生活習慣に関する保護者用パンフレット」を作成、3歳児保護者を対象に配付・活用

食の理解と継承

- ・「土佐の料理传承人」を選定し、郷土料理の伝承活動を通して、食文化や地域食材を普及
- ・魚の調理体験学習会による魚食普及活動
- ・県内の小学生を対象にカツオの生態などの学習及びカツオのタタキづくり体験の実施
- ・地場産物を活用した学校給食の推進
- ・食の安全・安心推進審議会で「食の安全・安心推進計画」の進捗管理
- ・食に関する意見交換会として、リスクコミュニケーションの開催
- ・栄養成分表示に関する情報提供による県民の食選択や健康増進の活用を普及
- ・「野菜で元気店PLUS」の登録による地産地消の推進及び消費拡大を図る
- ・県産水産物の魅力をPRして消費拡大につなげる取組の推進
- ・南海トラフ地震時に対応する栄養・食生活支援体制づくり

食を育む環境づくり

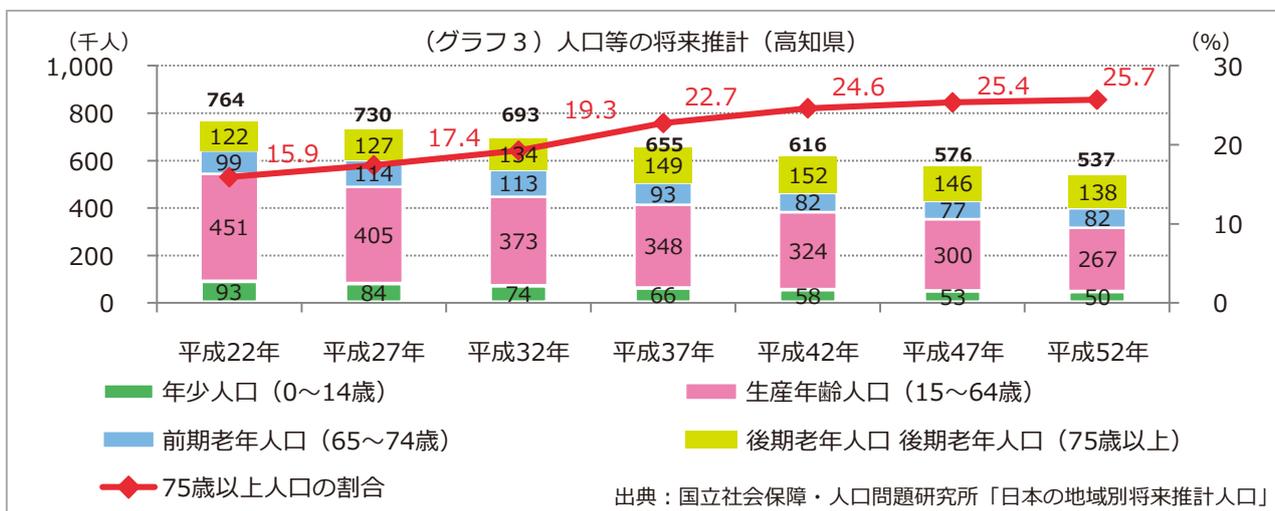
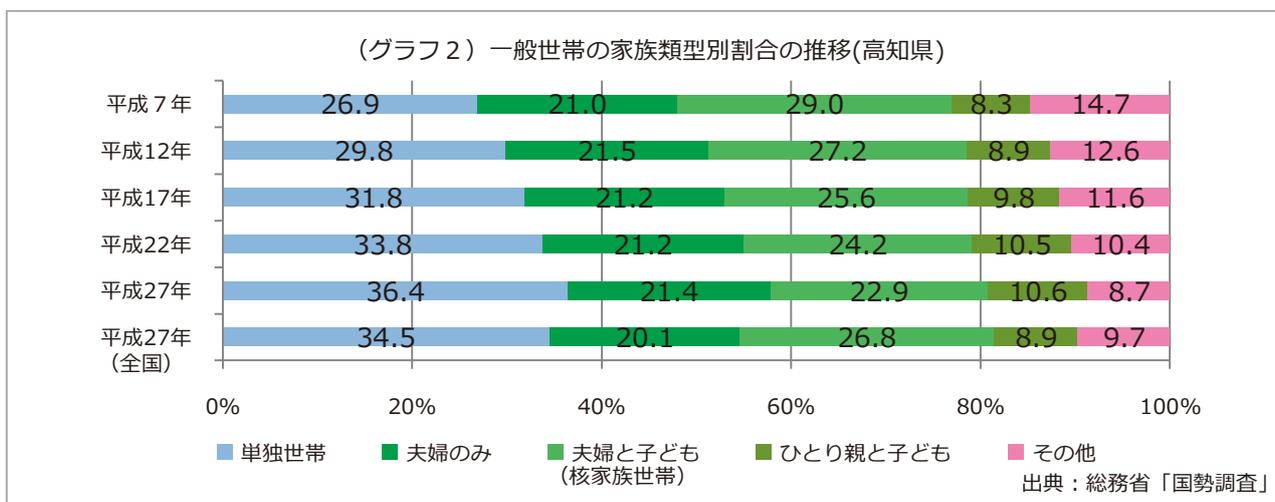
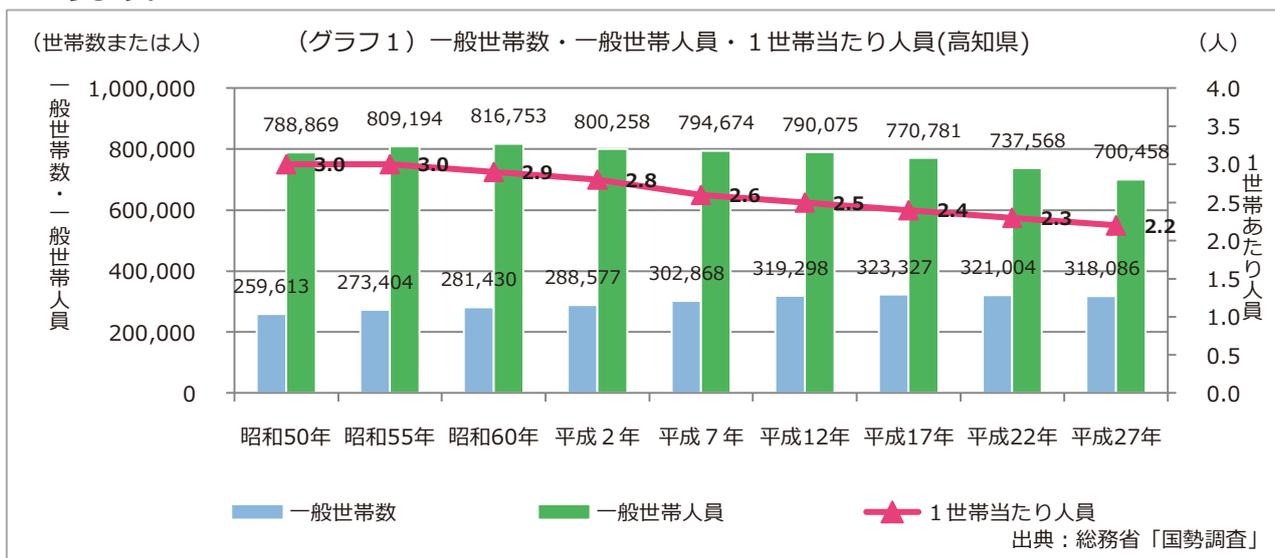
- ・栄養・食支援活動の人材育成
- ・食品量販店等での減塩事業「減塩プロジェクト」の展開及び「高知家健康パスポート事業」の実施
- ・広報活動としてテレビ、ラジオ、新聞等を活用した食育の啓発

第2章 食育に関わる現状と課題

第1節 県民の健康づくりをめぐる状況

(1) 人口・世帯構成の変化と将来推計

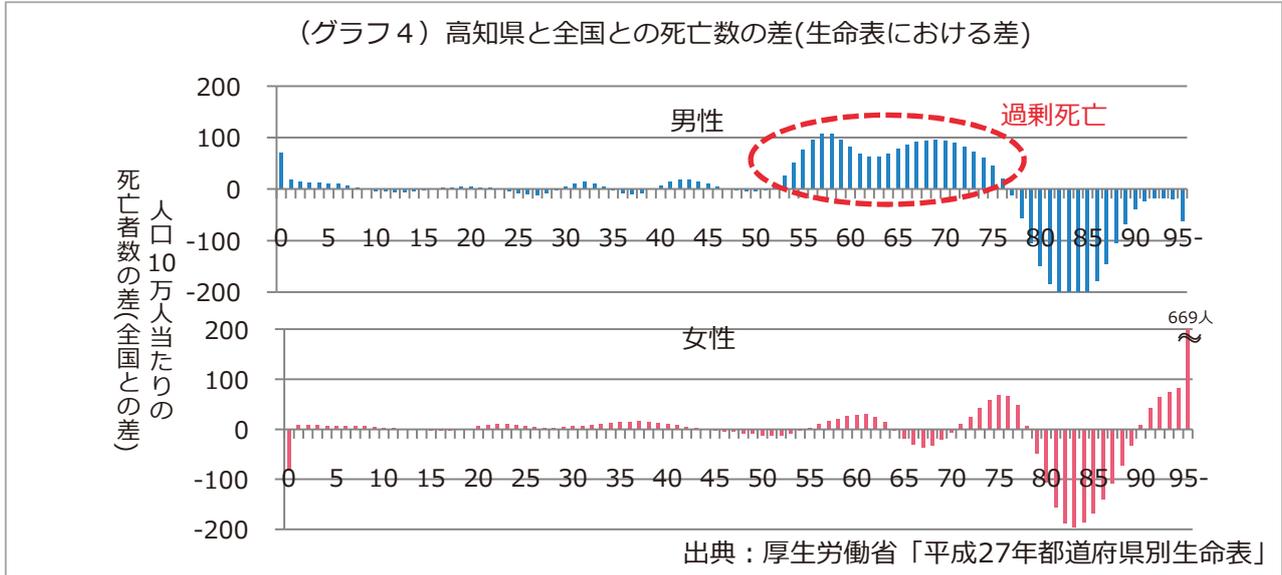
- ・本県の一般世帯数、一般世帯人員、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、一般世帯の家族類型別割合は、単独世帯、ひとり親と子ども世帯が増加傾向です。
- ・人口等の将来推計では、年少人口・生産年齢人口は減少し、75歳以上人口の占める割合は高くなります。



(2) 生活習慣病の状況

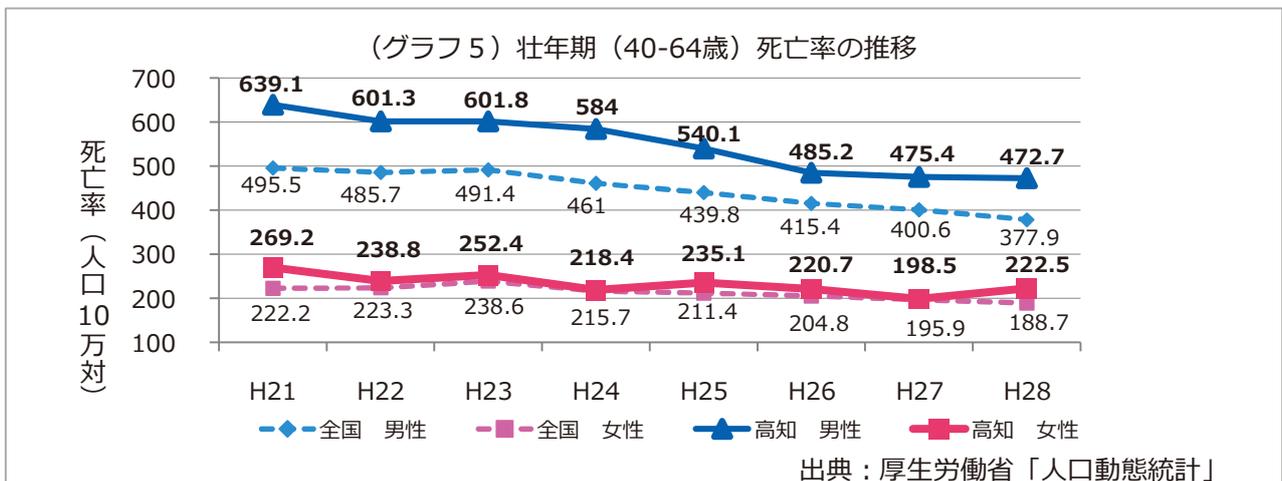
○生命表からみた年齢別死亡者数の全国との差

- ・厚生労働省が公表した平成27年都道府県別生命表から、本県と全国の性年齢別の死亡率の差をみると、男性は53歳から76歳までの年齢で死亡者数が多くなっています。依然として壮年期の死亡率が高い状況にあります。



○死亡等の状況

- ・本県の40-64歳の死亡率は、平成21年と比較して、平成28年は男女とも減少しています。
- ・死因別死亡数では、男女とも1位が悪性新生物、2位が心疾患となっており、平成21年と比較して、平成28年は女性の心疾患を除き、死亡数は減少しています。



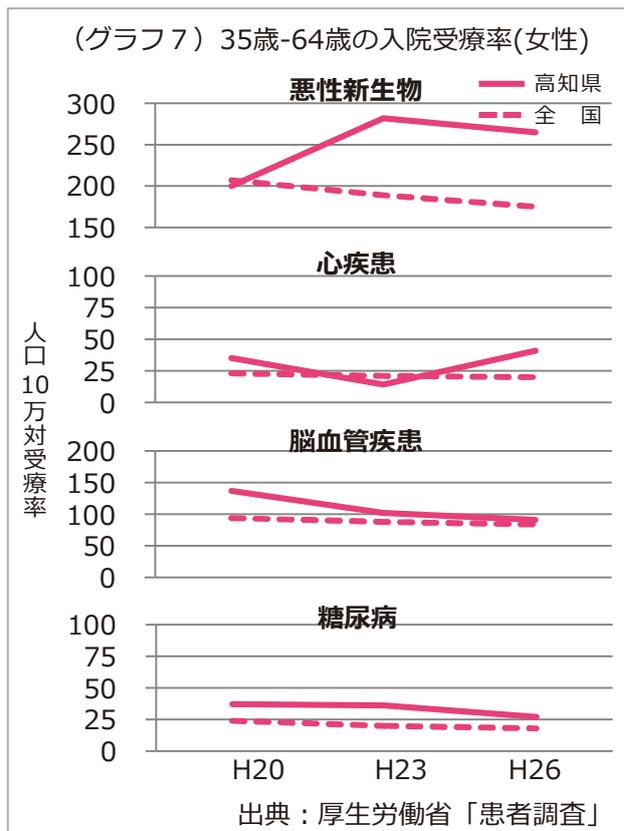
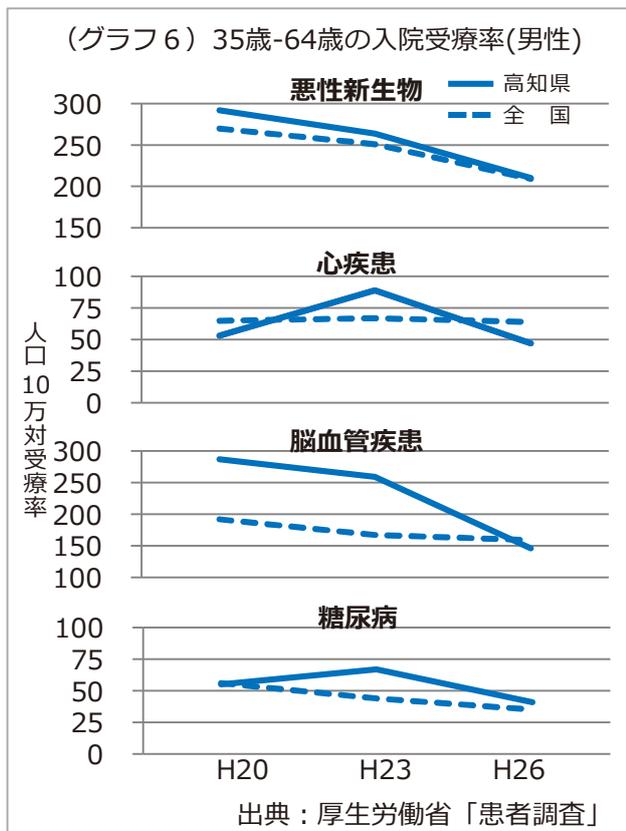
(表1) 本県の壮年期(40-64歳)死亡者数の推移

(年)	男性						女性					
	全死亡	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	不慮の事故	自殺	全死亡	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	不慮の事故	自殺
H 2 1	797	306	76	100	49	81	354	191	29	22	24	25
H 2 2	756	289	61	106	49	77	313	158	28	27	15	16
H 2 3	745	287	70	86	47	88	329	177	21	31	15	17
H 2 4	707	236	53	113	48	75	279	147	22	26	13	16
H 2 5	640	260	48	71	49	37	294	171	17	24	11	16
H 2 6	563	206	50	78	41	43	270	135	24	22	14	12
H 2 7	542	205	48	71	42	32	238	132	17	15	13	9
H 2 8	531	193	32	74	42	42	263	139	17	23	10	14

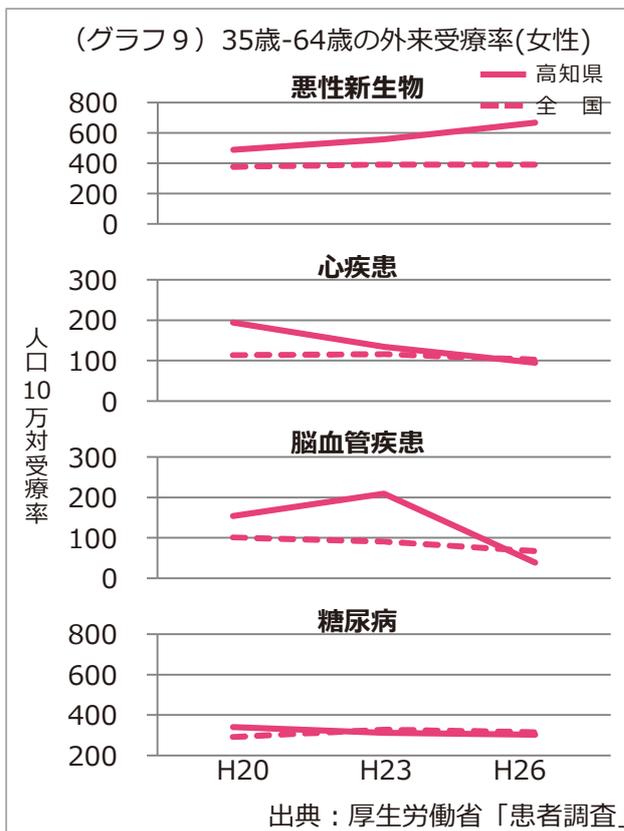
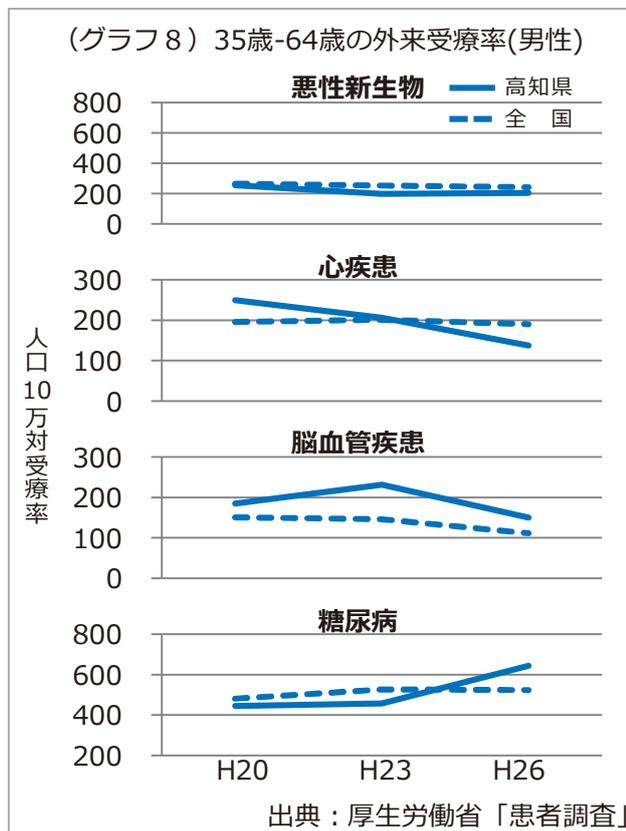
出典：厚生労働省「人口動態統計」

○生活習慣病の受療状況

- ・本県の35歳から64歳までの入院受療率は、総数では男女とも全国より高く、疾患別では女性の悪性新生物が高い状況です。

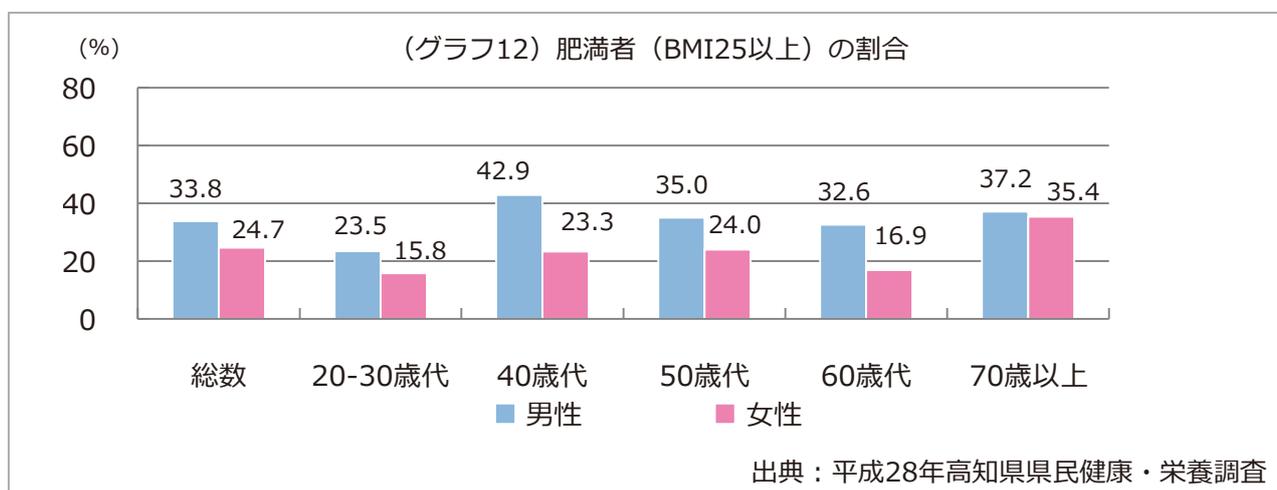
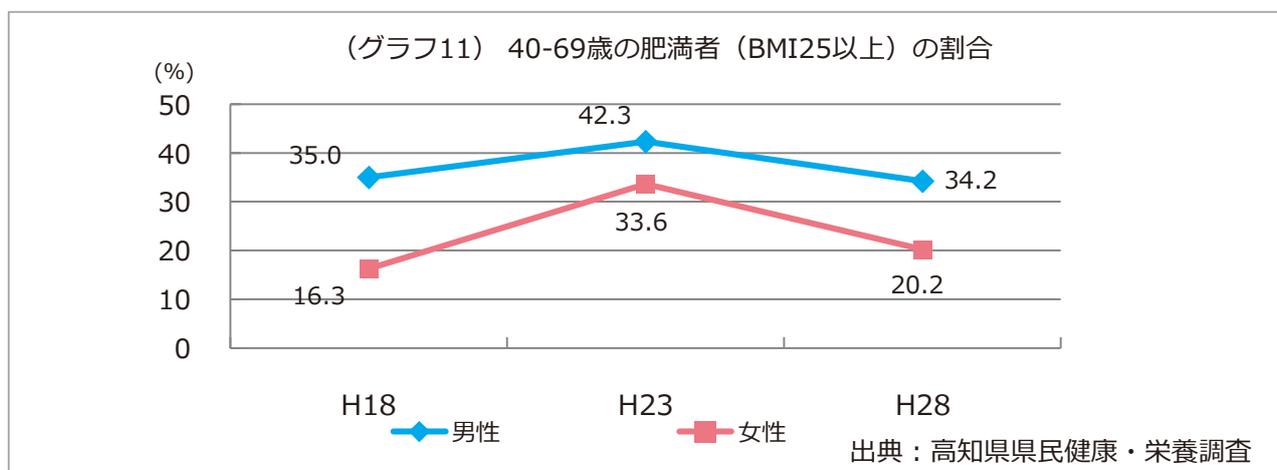
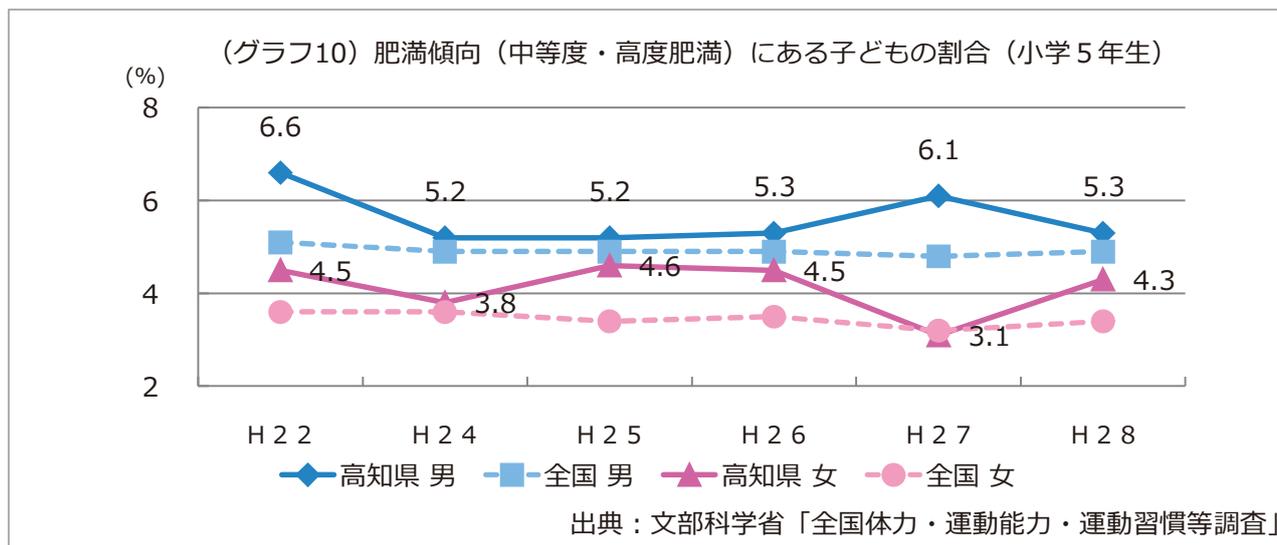


- ・本県の35歳から64歳までの外来受療率は、総数では男女ともに全国より高く、疾患別では男性は脳血管疾患、糖尿病が高く、女性は悪性新生物が高い状況です。



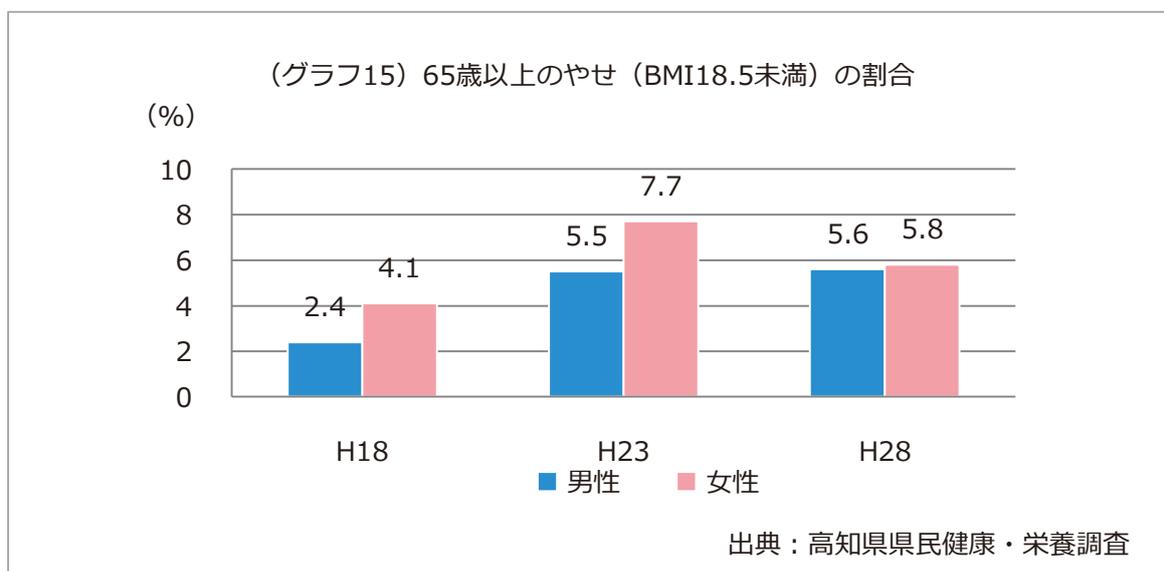
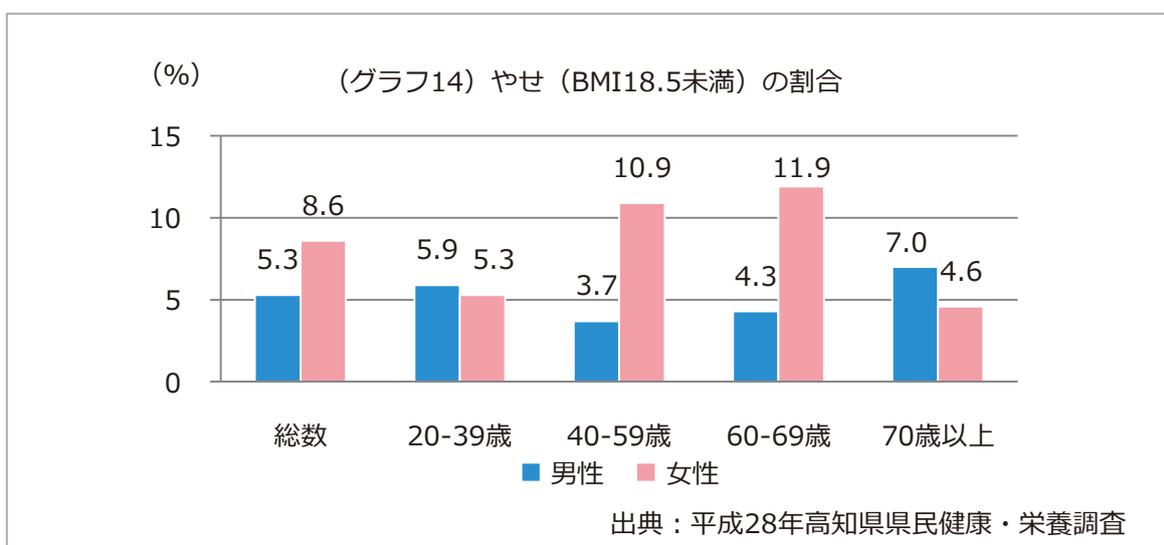
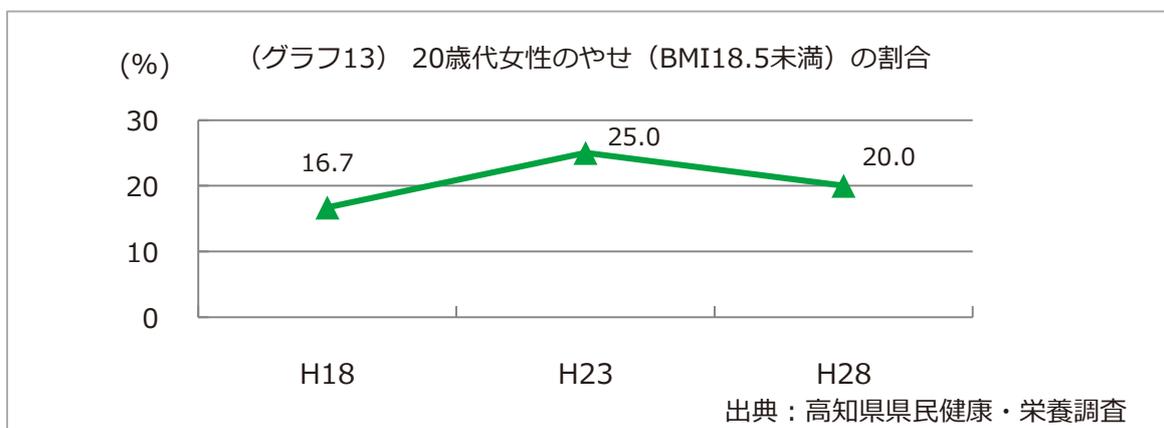
(3) 肥満の状況

- ・小学5年生の肥満傾向にある子どもの割合は、男女とも全国平均を上回って推移しています。
- ・40-69歳の肥満者の割合は、平成23年と平成28年を比較すると減少傾向です。年代別には男性は40歳代、女性は70歳以上が最も肥満者の割合が高くなっています。



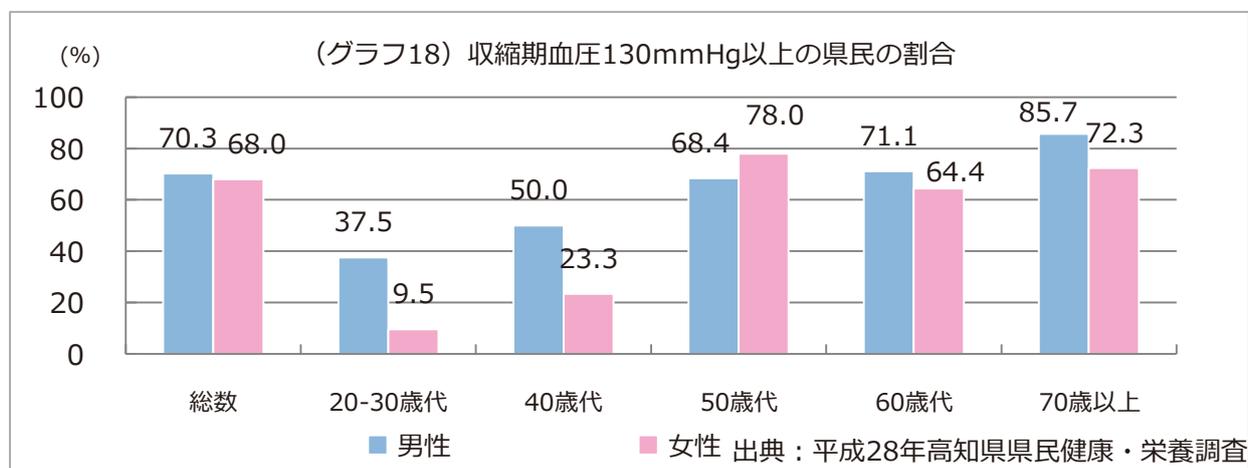
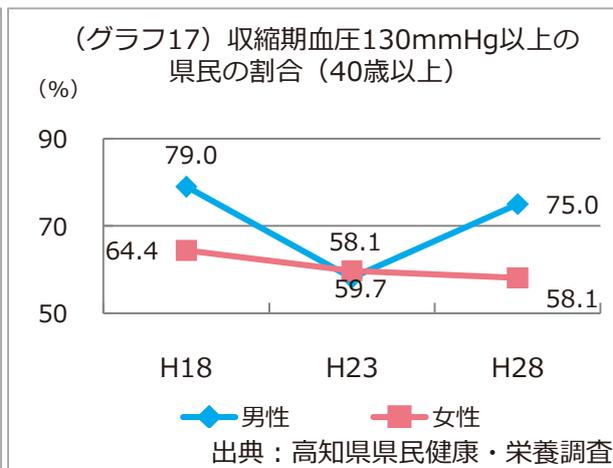
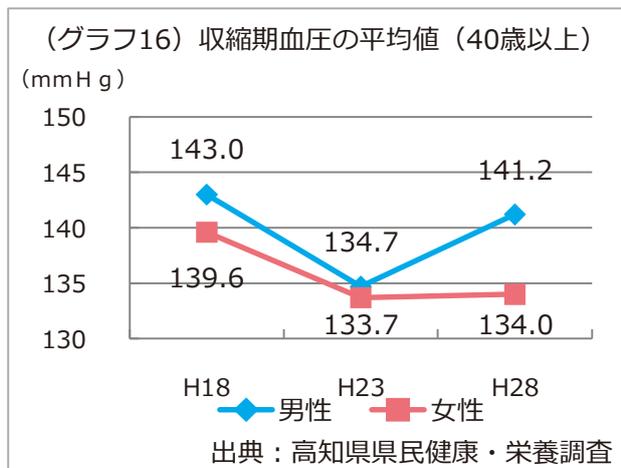
(4) やせの状況

- ・20歳代女性のやせの割合は横ばい傾向にあります。
- ・年代別には、女性の60歳代が最もやせの割合が高くなっています。
- ・65歳以上のBMIの状況について、BMI18.5以下の「やせ」の割合は、5%前後で推移しています。



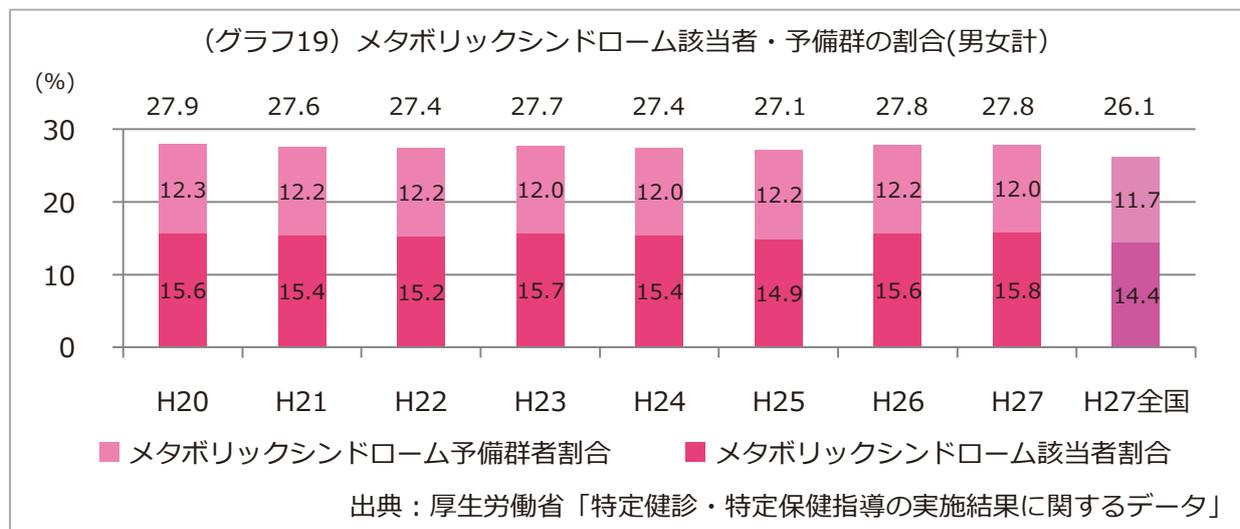
(5) 血圧の状況

- ・収縮期血圧は、男性は上昇傾向、女性は横ばい傾向となっています。
- ・年齢が上がるほど収縮期血圧130mmHg以上の県民の割合が増加しています。



(6) メタボリックシンドロームの状況

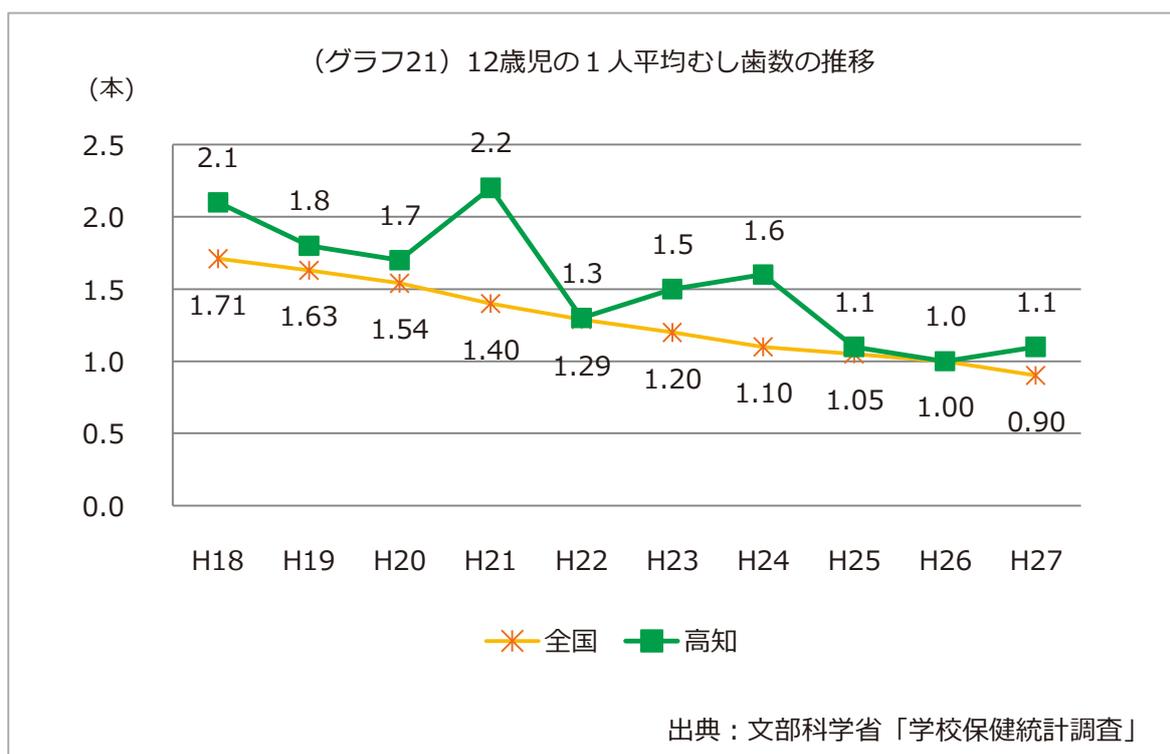
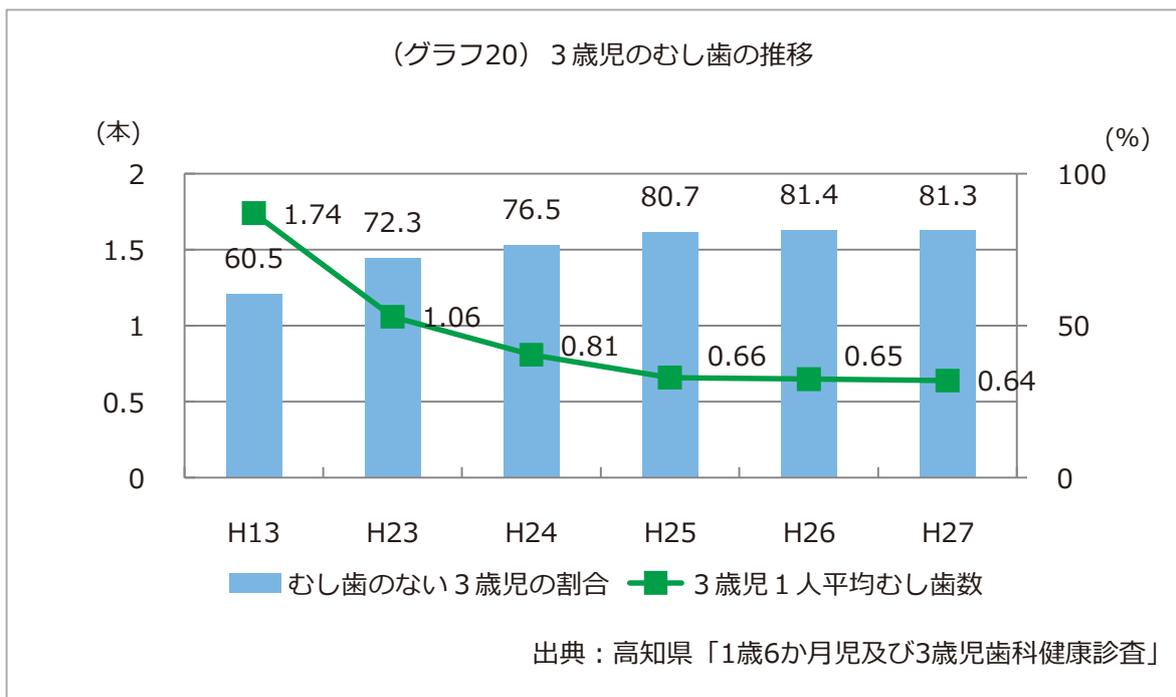
- ・40-74歳が対象の特定健診結果におけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は横ばい傾向ですが、全国に比べて該当者の割合が高くなっています。

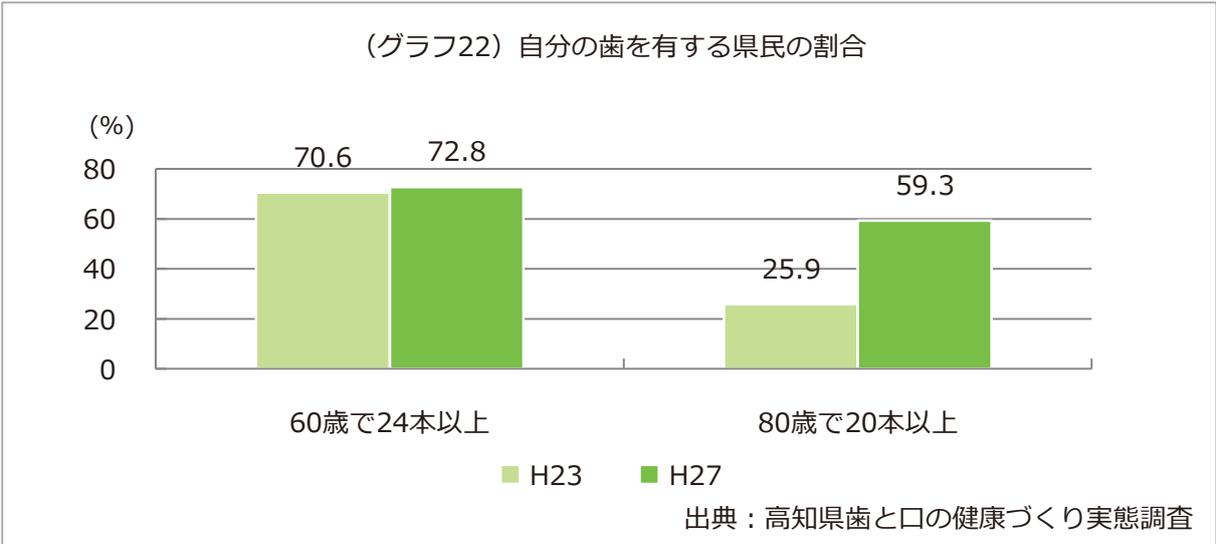


注：内臓脂肪の蓄積に加え、①高血圧、②脂質異常、③高血糖の危険因子のいずれか2つ以上重なっている状態をメタボリックシンドロームといいます。また、いずれか1つにあてはまる状態をメタボリックシンドローム予備群といいます。

(7) 歯の状況

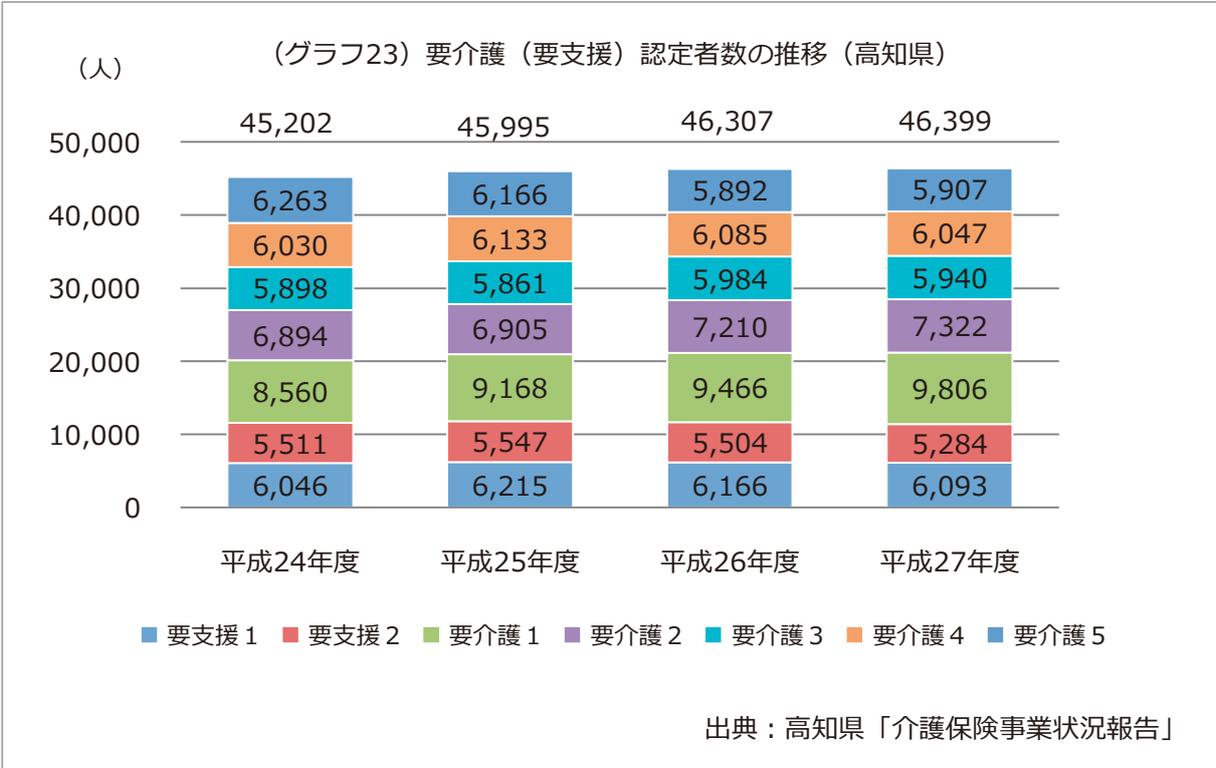
- ・ 3歳児の1人平均むし歯数は減少し、むし歯のない3歳児の割合は増加傾向にあります。
- ・ 12歳児の1人平均むし歯数は1.1本まで減少していますが、全国と比較すると高い状況です。
- ・ 自分の歯を有する県民の割合は、60歳で24本以上及び80歳で20本以上ある人の割合はそれぞれ増加しています。





(8) 要介護認定の状況

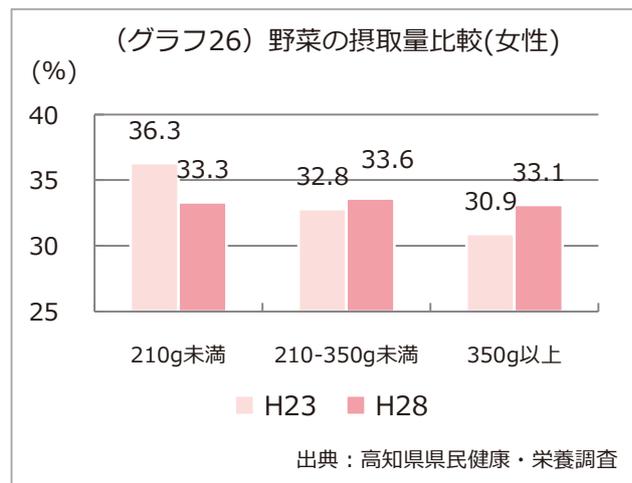
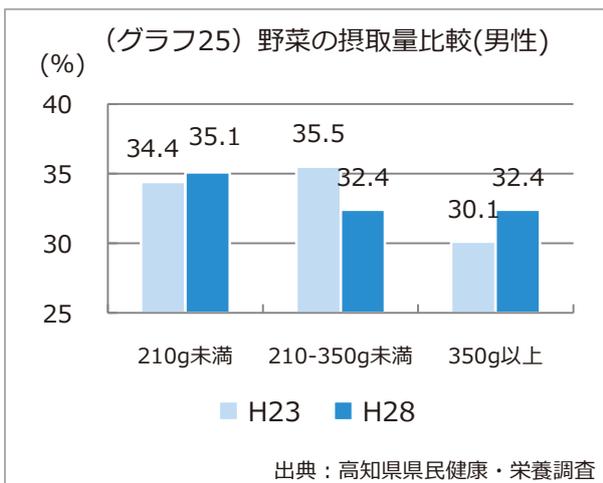
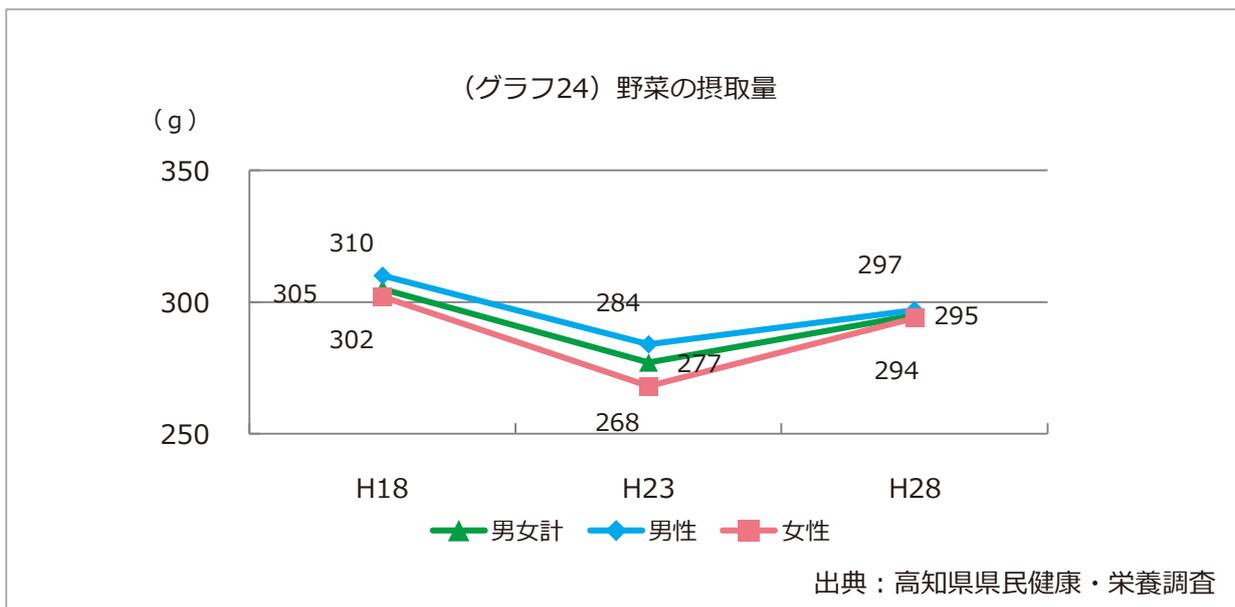
- ・要介護（要支援）認定者数は増加傾向です。
- ・今後も高齢化人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数の増加が見込まれます。



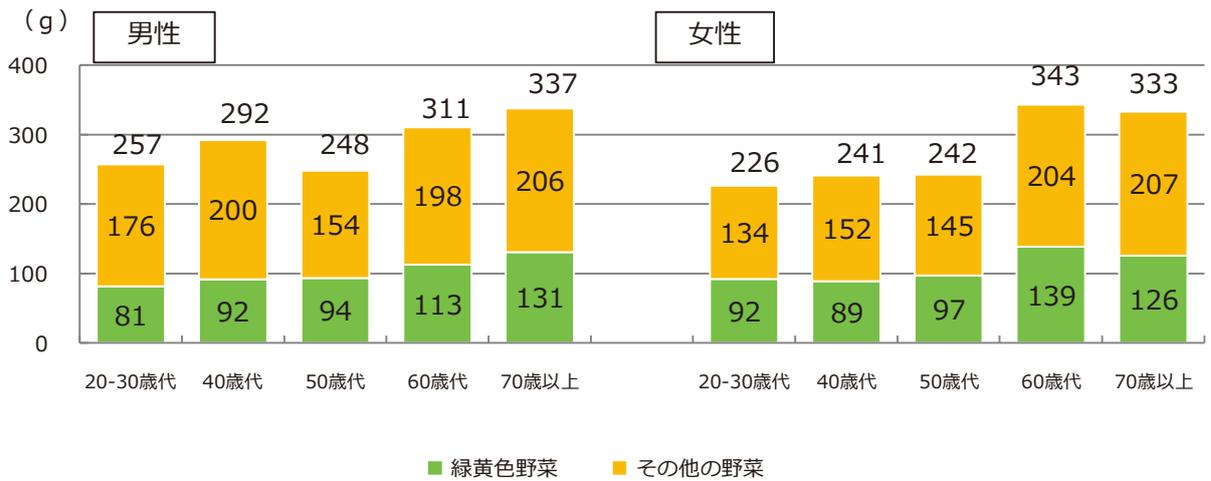
第2節 県民の栄養・食生活の状況

(1) 野菜摂取の状況

- ・成人1人1日当たりの野菜摂取量は295gと目標値の350gには達していませんが、平成23年と平成28年の比較では、増加傾向です。
- ・350g以上摂取者の割合は、男性32%、女性33%で、年代別では男女とも60歳以上で300gを超えています。
- ・緑黄色野菜を使った食事の摂取頻度は、70歳以上を除き増加傾向にあります。
- ・果物摂取量100g未満の県民の割合は55.6%で横ばい傾向です。

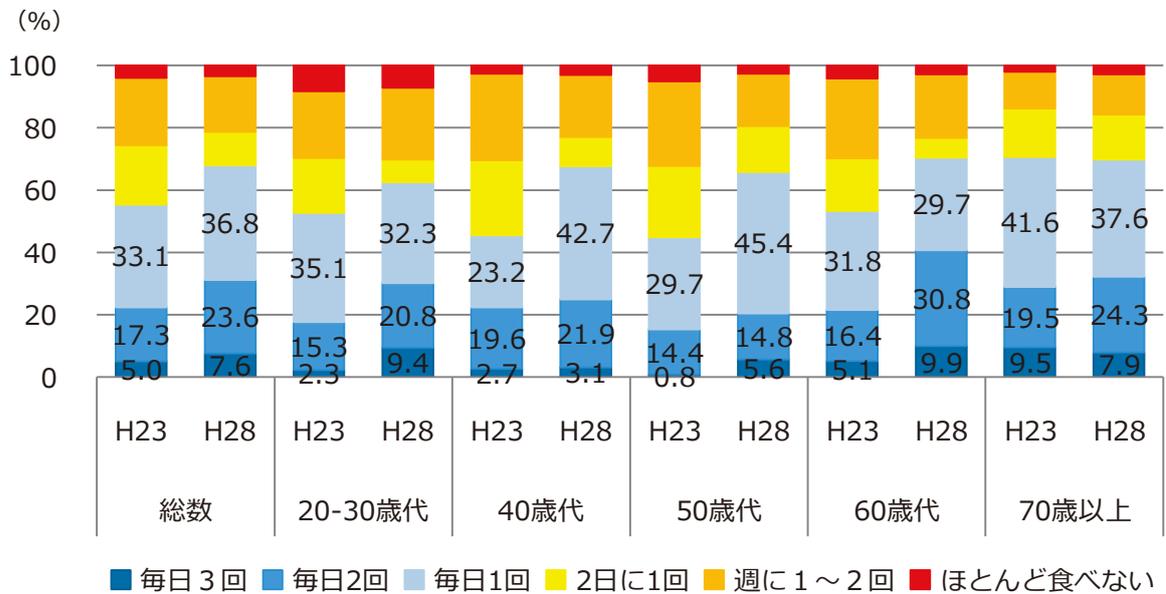


(グラフ27) 年代別の成人1人1日当たりの野菜摂取状況



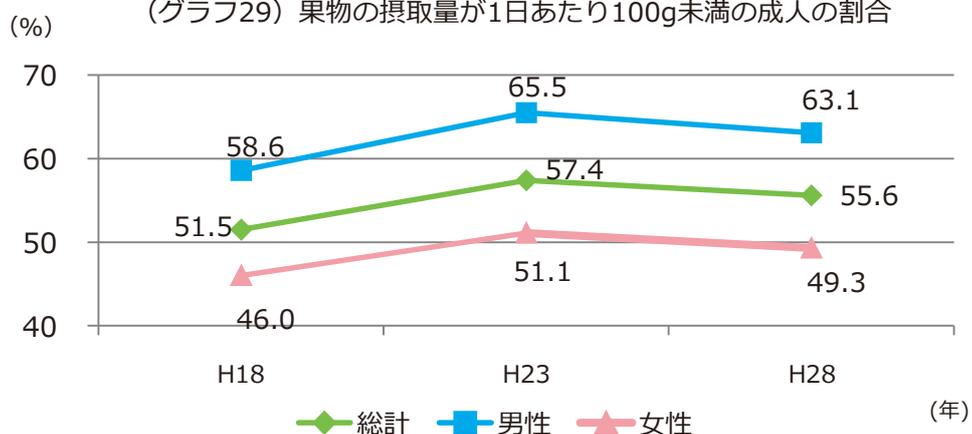
出典：平成28年高知県県民健康・栄養調査

(グラフ28) 緑黄色野菜を使った料理を食べる頻度 (男女計)



出典：高知県県民健康・栄養調査

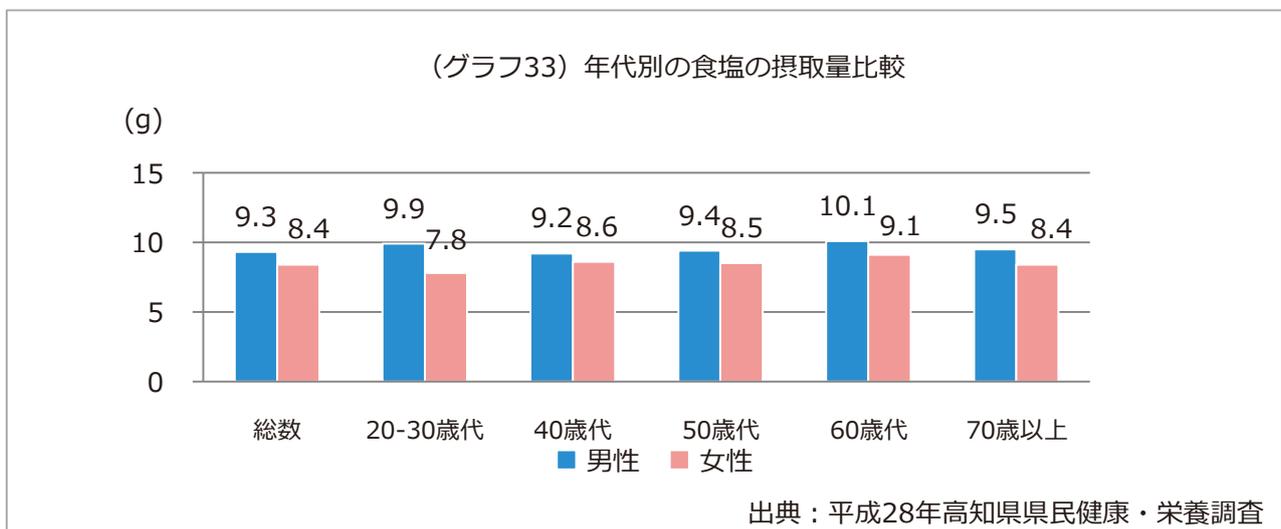
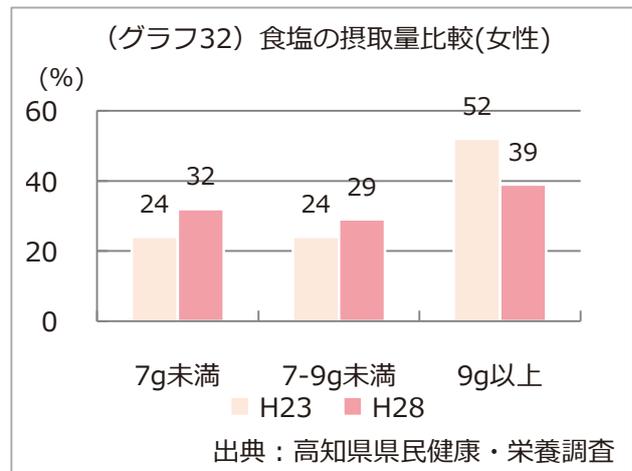
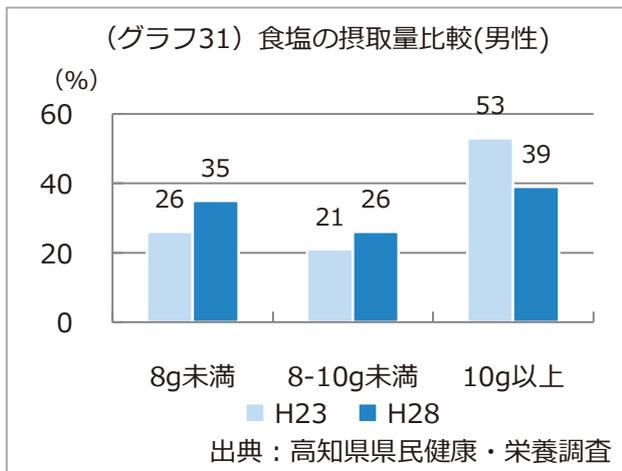
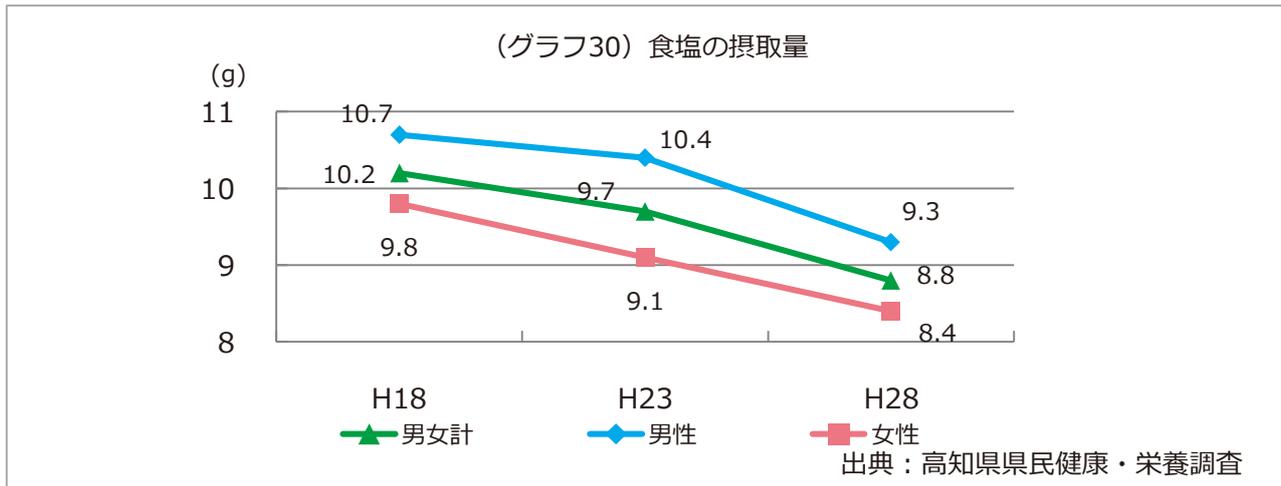
(グラフ29) 果物の摂取量が1日あたり100g未満の成人の割合



出典：高知県県民健康・栄養調査

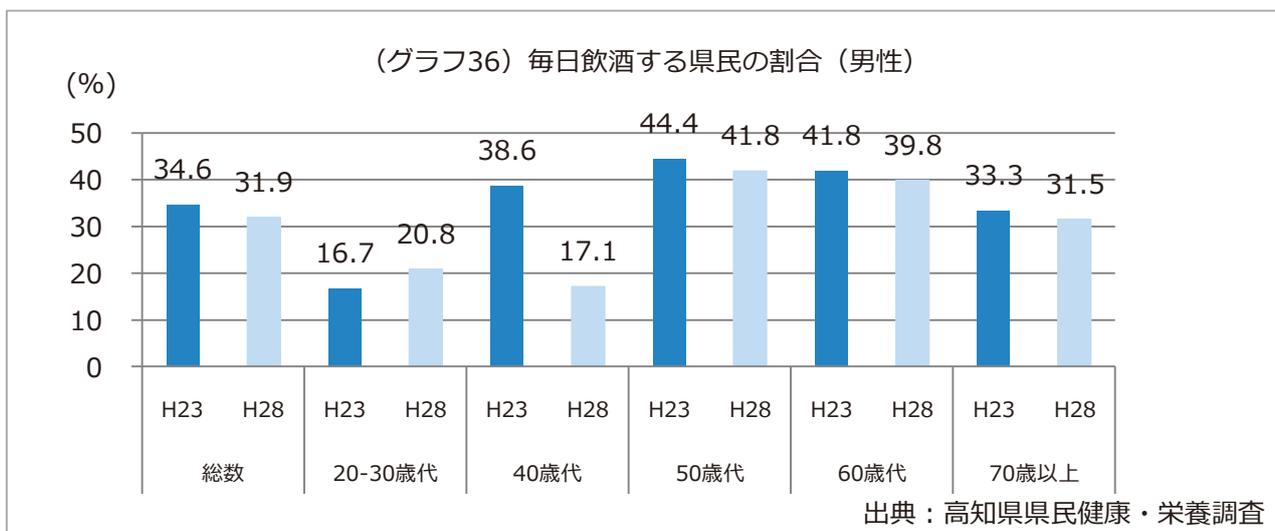
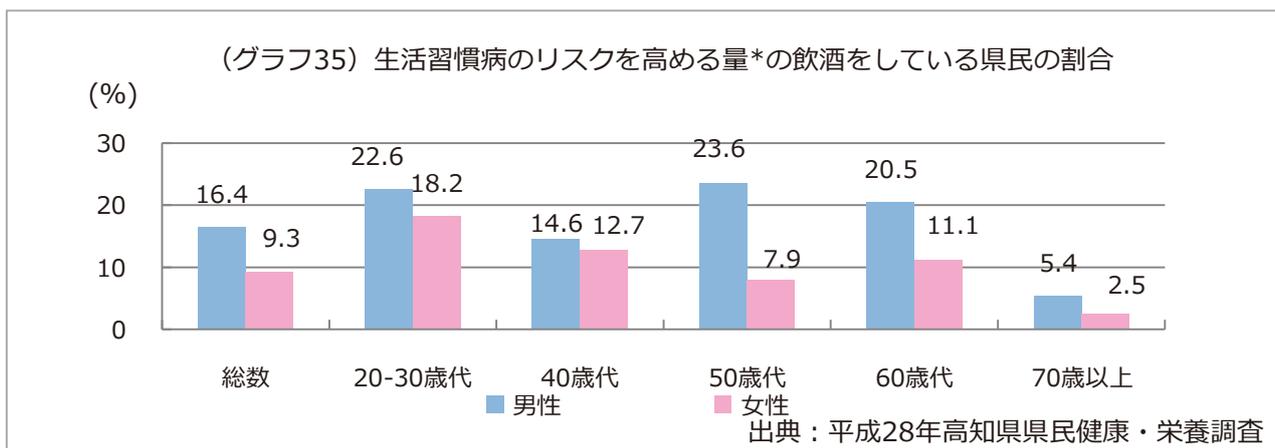
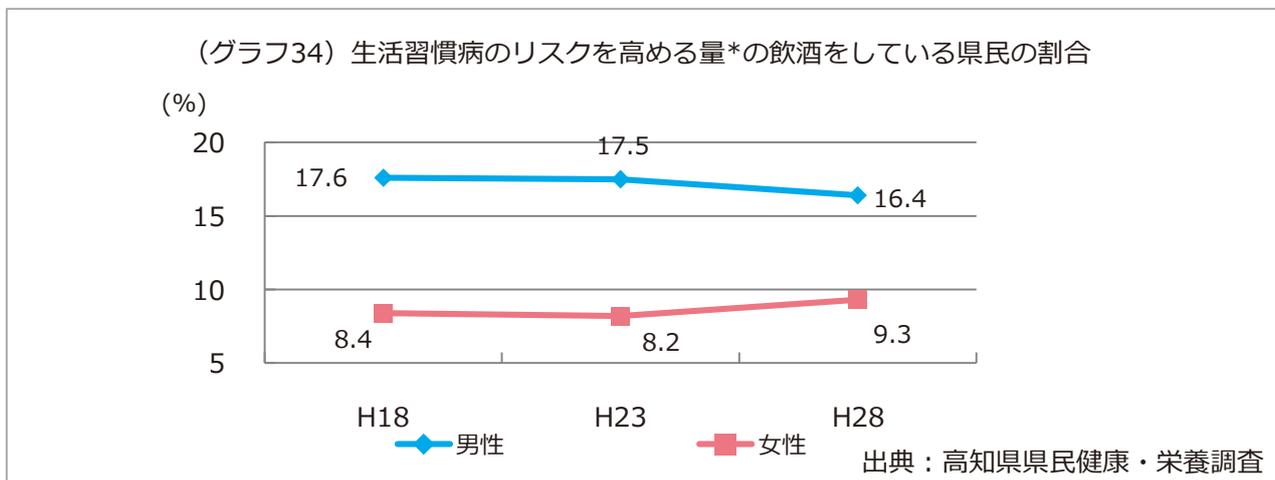
(2) 食塩摂取の状況

- ・成人1人1日当たりの食塩摂取量は男女とも年々減少してきています。
- ・平成23年と比較して男性8g未満、女性7g未満の摂取者の割合が増加し、男性10g以上、女性9g以上が減少しています。
- ・年代別には男女ともに60歳代が最も摂取量が多くなっています。



(3) 飲酒の状況

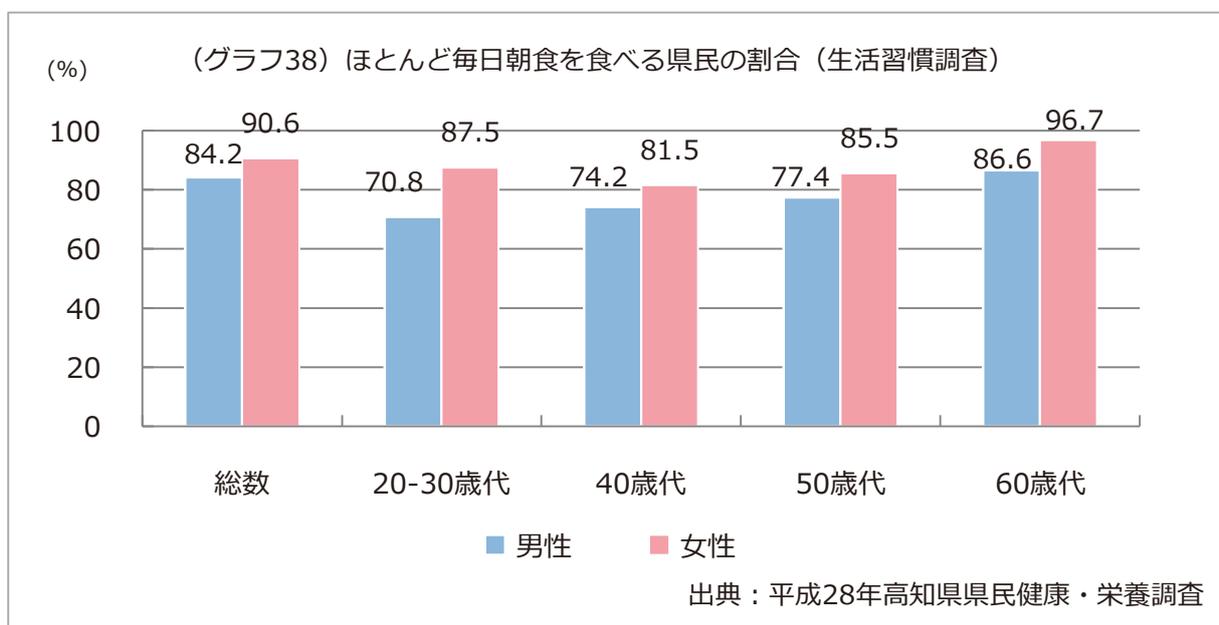
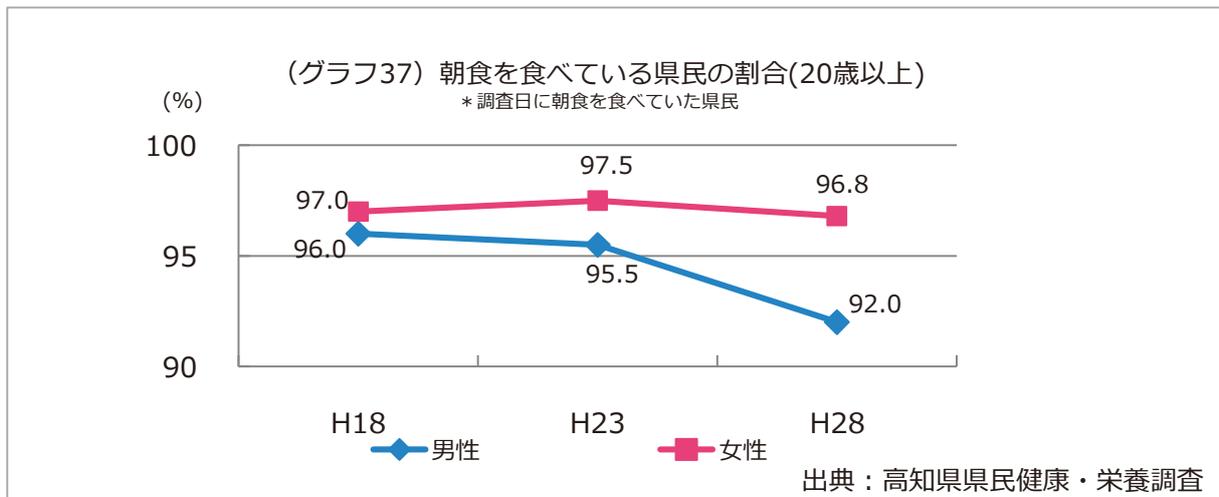
- ・生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている県民の割合は、平成23年と平成28年の比較では横ばい傾向です。年代別には男性は50歳代、女性は20-30歳代が最も高くなっています。
- ・毎日飲酒する県民の割合（男性）は20-30歳代を除き減少傾向です。



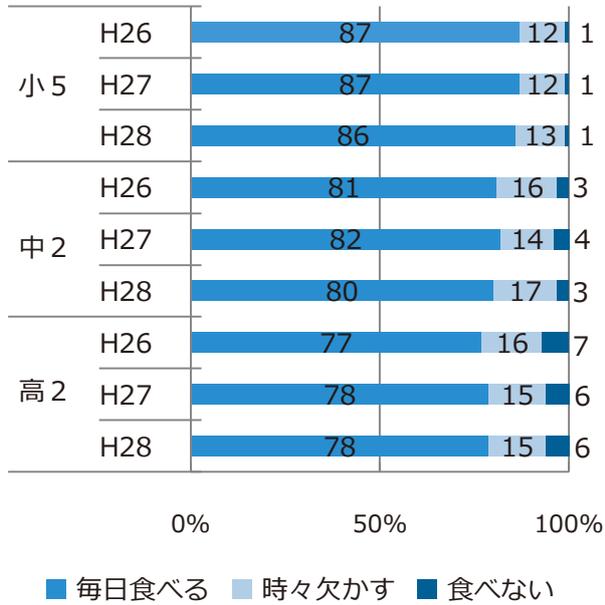
*生活習慣病のリスクを高める量とは、
 男性 毎日×2合以上、週5~6日×2合以上、週3~4日×3合以上、週1~2日×5合以上、月1~3日×5合以上
 女性 毎日×1合以上、週5~6日×1合以上、週3~4日×1合以上、週1~2日×3合以上、月1~3日×5合以上

(4) 朝食の状況

- ・調査日に朝食を摂っていた人の割合は、男性より女性が高くなっています。また男性の割合は減少傾向です。
- ・ほとんど毎日朝食を食べる割合は、男性は20-30歳代が70.8%と最も低く、年齢が高くなるほど割合が増えています。
- ・朝食を必ず食べる児童生徒の割合について、平成26年からの調査では、小学5年生は減少傾向で、中学2年生、高校2年生は横ばい傾向です。

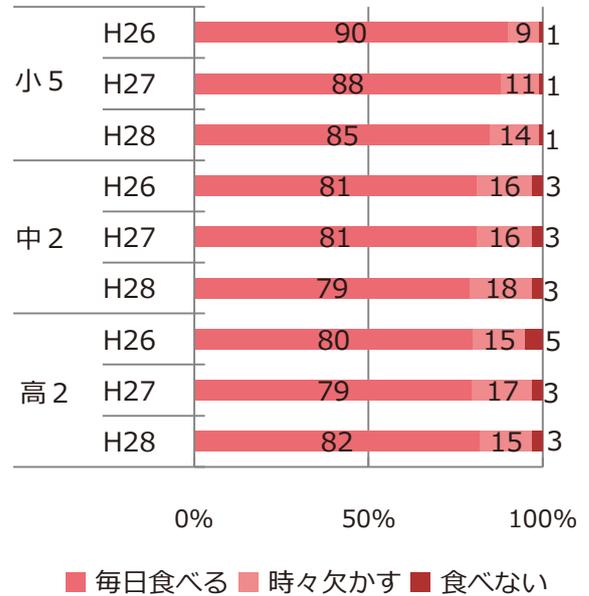


(グラフ39)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合（男子）



出典：高知県体力・運動能力、生活実態等調査

(グラフ40)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合（女子）

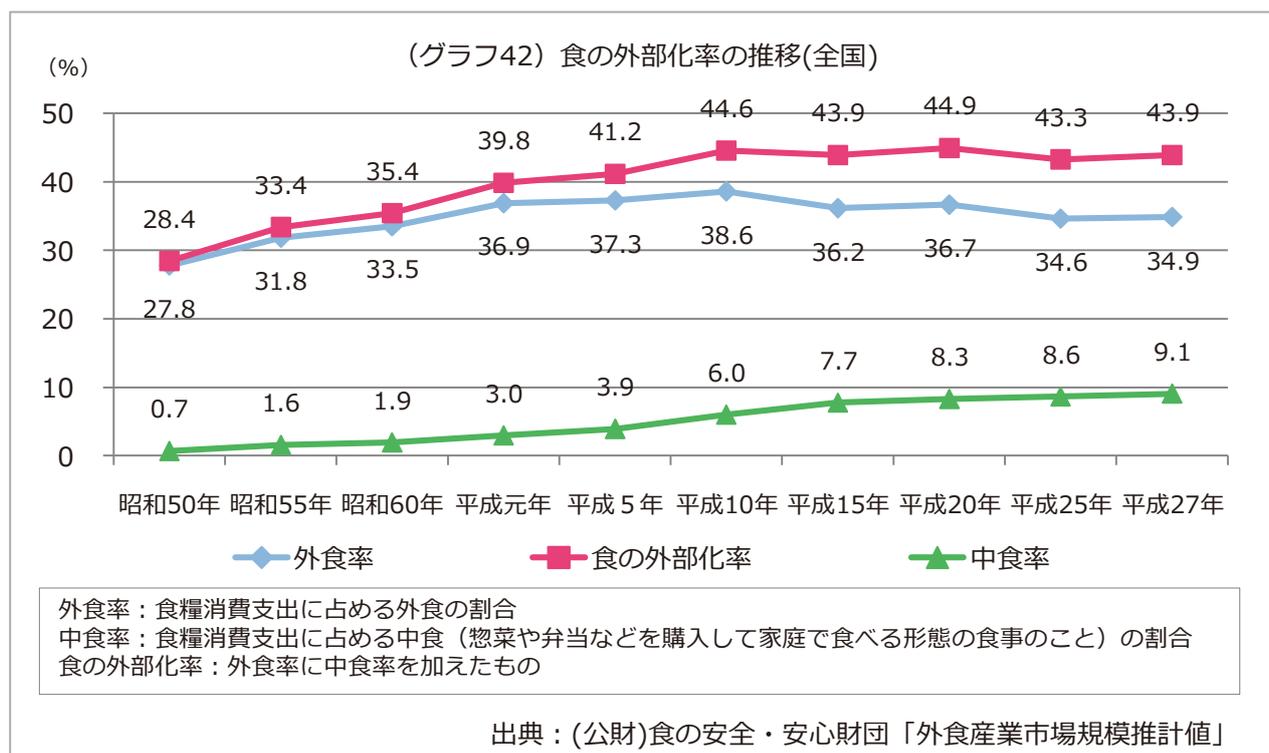
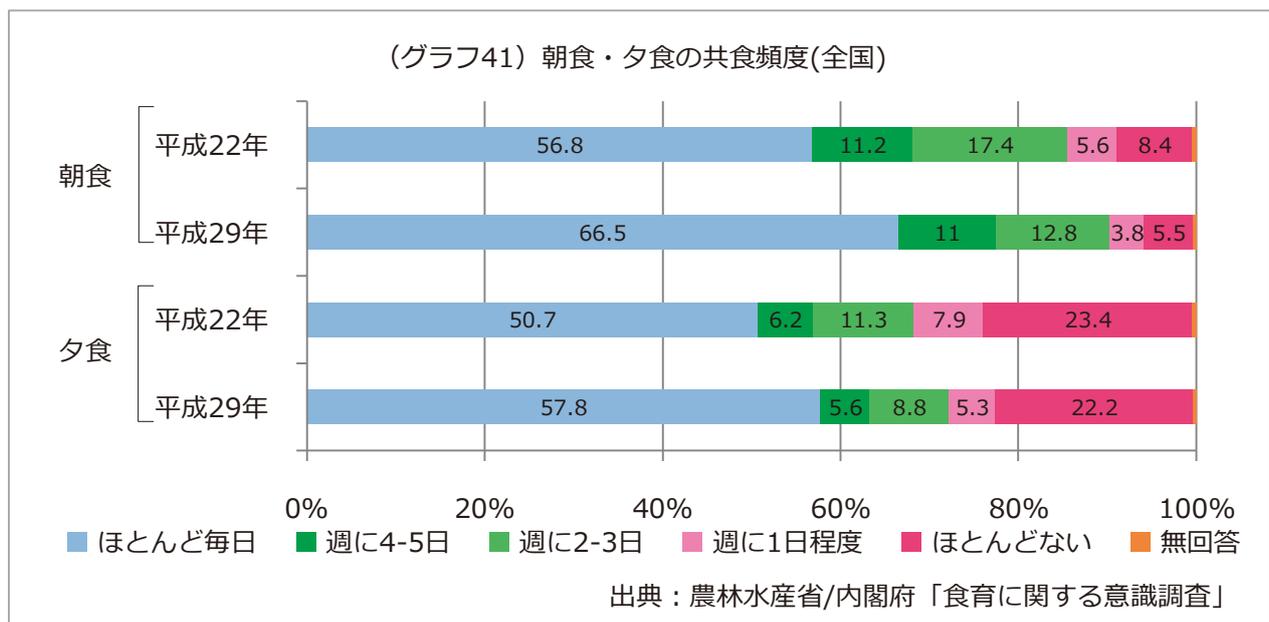


出典：高知県体力・運動能力、生活実態等調査



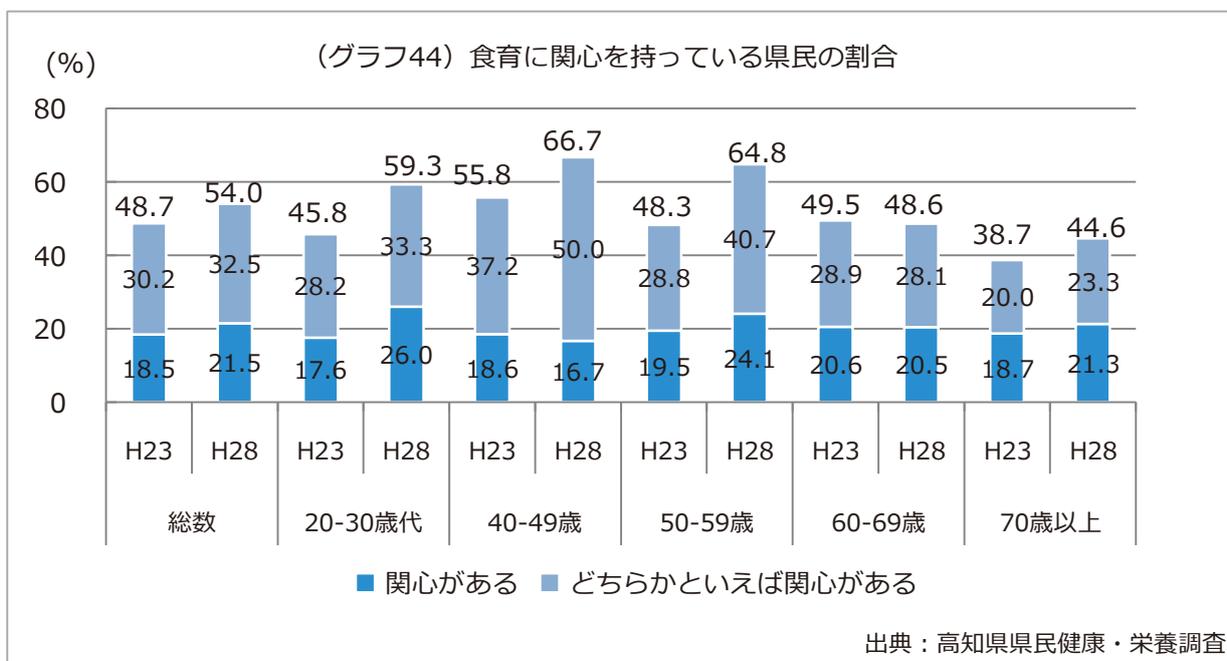
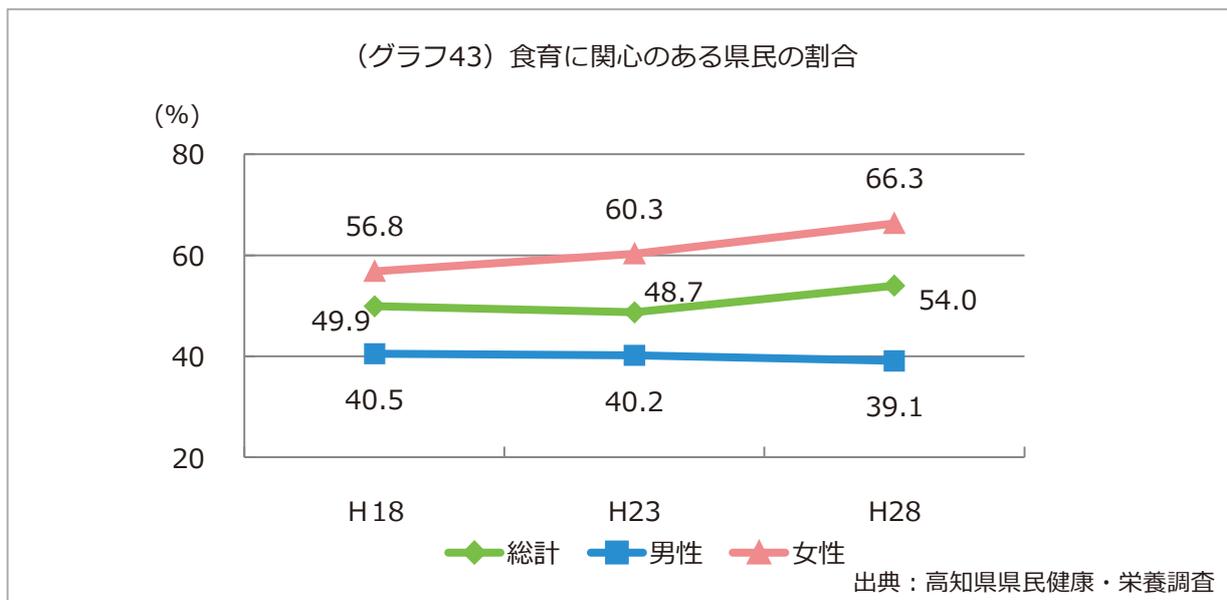
(5) 共食頻度、食の外部化率

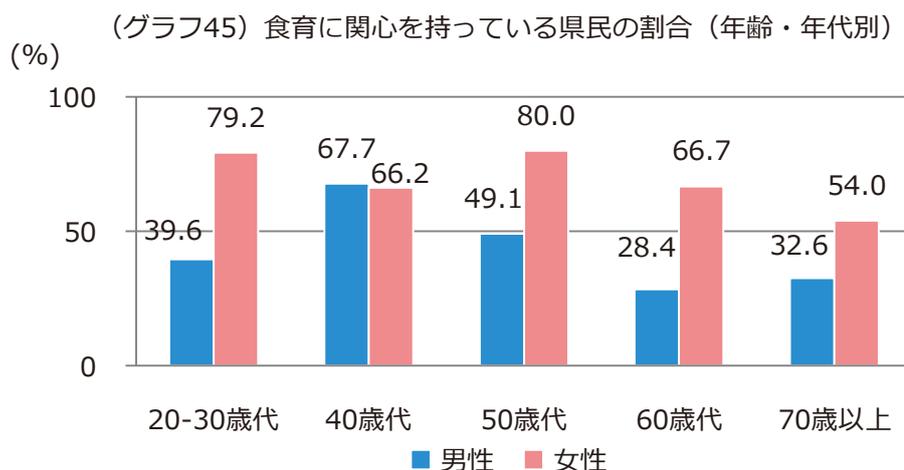
- ・共食（ここでは、「家族と一緒に朝食・夕食を食べること」とする）する全国の割合は、「ほとんど毎日」が増加傾向にあり、「週に4-5日」「週に2-3日」「週に1度程度」「ほとんどない」は減少傾向です。
- ・食糧消費支出に占める外食の割合は、平成10年以降減少傾向にある一方、中食（惣菜や弁当などを購入して家庭で食べる形態の食事のこと）は増加傾向にあります。食の外部化率（家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況や食品産業による中食の提供等の動向を示す指標）は横ばい傾向です。



(6) 食育への関心の状況

- ・食育に関心を持っている県民の割合の傾向は、増加傾向にあります。女性66.3%、男性39.1%と性別の差が拡大しています。
- ・年代別について平成23年と平成28年を比べると、20-50歳代の子育て世代と70歳以上が食育に関心を持っている県民の割合が増加しています。

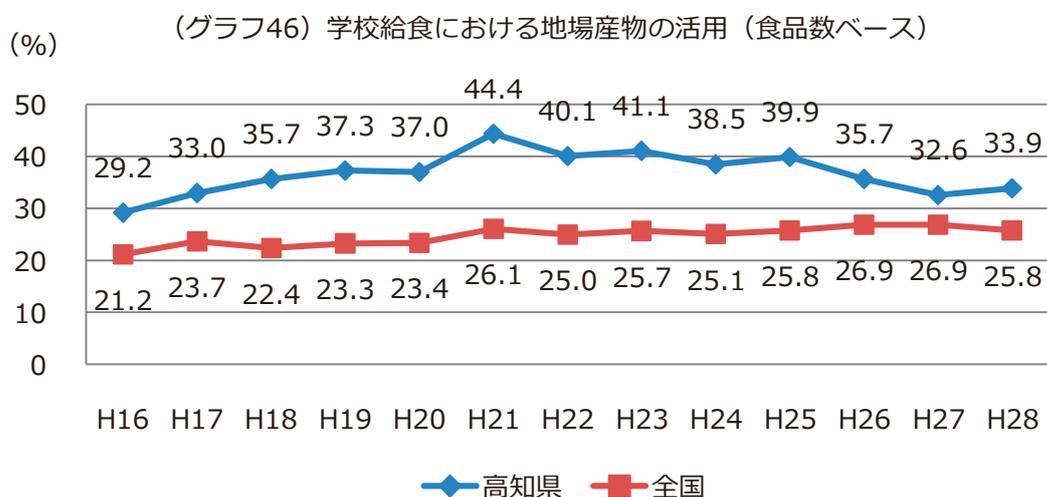




出典：平成28年高知県県民健康・栄養調査

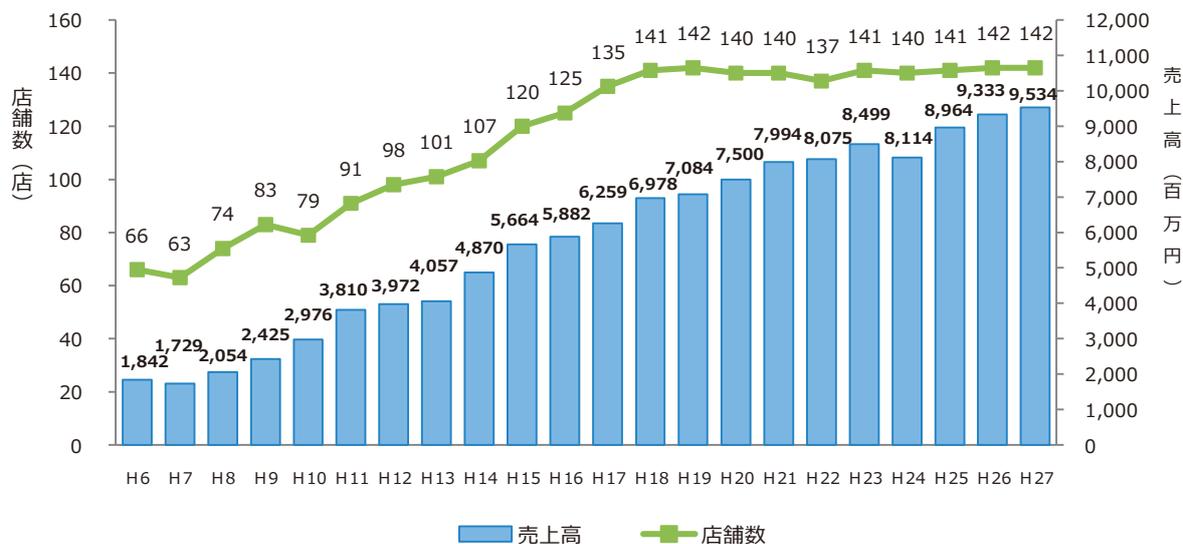
(7) 地場産物の活用状況

- ・学校給食における地場産物の活用（食品数ベース）は、33.9%と全国を上回っているものの、近年は横ばい傾向にあります。
- ・高知県内における直販所等の売り上げは、年々増加傾向にあり、地元の新鮮な農林水産物やその加工品等の地産地消の関心が高まってきています。



出典：文部科学省「学校給食栄養報告（週報）」

(グラフ47) 高知県直販所店舗数、売上高推移

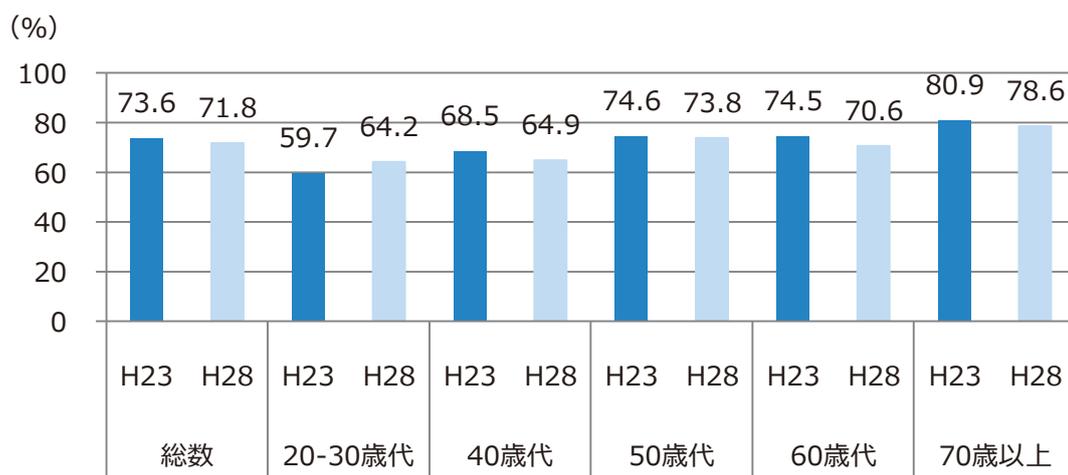


出典：農林水産物直販所調査結果（高知県地域農業推進課調べ）

(8) 咀嚼の状況

- ・よくかんで食べている県民の割合は約7割で、年代別には、20-30歳代が最も低い状況です。
- ・平成23年と平成28年を比較すると40歳代以降は減少傾向です。

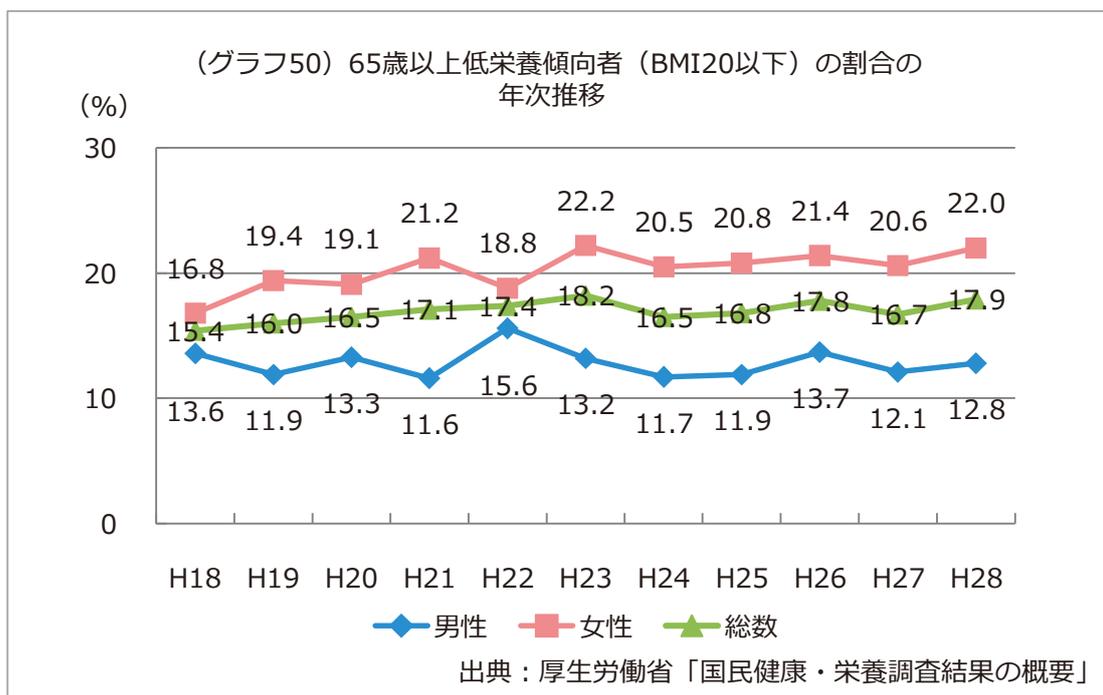
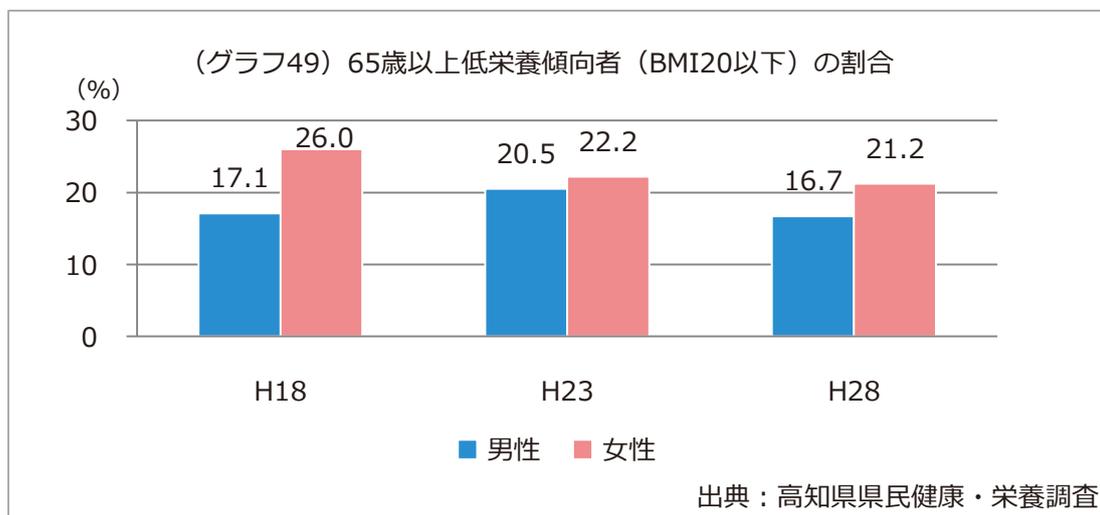
(グラフ48) よくかんで食べている県民の割合



出典：高知県県民健康・栄養調査

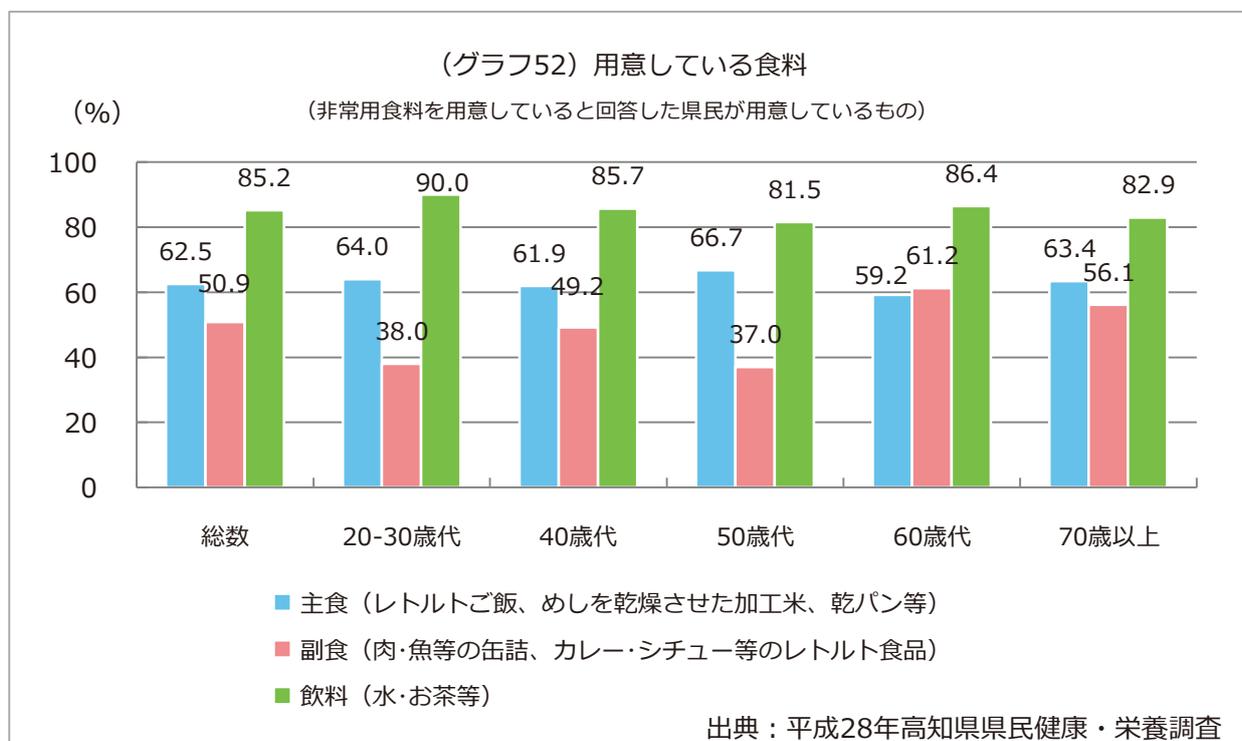
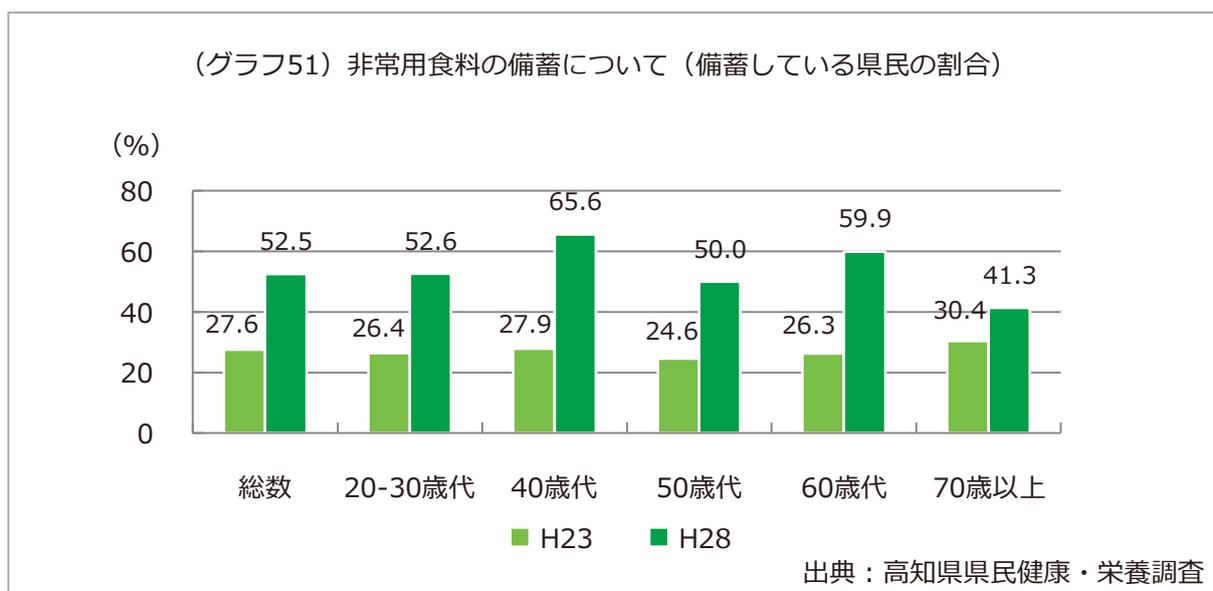
(9) 高齢者の低栄養の状況

- ・65歳以上の低栄養傾向（BMI20以下）の割合は、20%前後で推移しています。全国の低栄養傾向の割合と同じような傾向がみられ、高齢化社会において、低栄養の予防対策が必要となります。



(10) 非常用食料の備蓄の状況

- ・非常用食料を備蓄している県民の割合は、全ての年代で増加傾向にあり、約2人に1人が非常用食料を備蓄しています。
- ・備蓄している食料は、飲料が全ての年代で8割を超えて最も高く、次いで主食、副食となっています。



第3章 目指す食育推進の方向

第1節 食育の目標

食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う

本県の食を取り巻く現状と課題を踏まえ、食育の目標は第2期計画に引き続き「食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う」とします。

食は、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための基本となるものです。食に関する正しい判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう取組を推進します。

第2節 目指す姿

元気なからだをつくる健全な食生活の実現

規則正しく、バランスのよい食事を習慣化することは、毎日の生活に活力を与え、元気なからだをつくれます。

しかし、社会経済情勢の変化に伴う生活スタイルの多様化や食習慣の乱れなど食を中心とした生活習慣に起因して、肥満や糖尿病などの生活習慣病の増加、また高齢者の低栄養の問題などが起きています。

県民一人ひとりが元気なからだをつくるために必要な知識や実践力を身につけ、健全な食生活の実現を目指します。

高知のおいしい食材・食文化を楽しみ・伝え・豊かな心を培う

食が自然の恵みであることをはじめ、農林水産業などの関係者の苦労や努力に支えられていることを実感し、食への感謝の気持ちを育むことが大切です。高知県の恵まれた自然環境を活かした体験学習や、地域の食文化とのふれあいを通じて豊かな心を育てます。

また、家庭は家族と一緒に食事を通してコミュニケーションを図る場だけでなく、食の楽しさや食事のマナー、あいさつの習慣などを身につけることができる大切な食育の場となります。

本県のおいしい食材を家族や仲間と楽しく食べて、豊かな心が培われることを目指します。

地域とのつながり・絆を大切にした高知家ぐるみの食育の実践

県民一人ひとりと、農林漁業者や食品関連事業者、地域のボランティア団体やNPO団体など食の関係団体などが連携し、県民運動として食育を推進することで、地域とのつながり・絆を大切にしていきます。

第3節 基本方針

食育の目標を達成するために、次にあげる4つの柱を基本方針とし、子どもから高齢者まで生涯を通じた取組を推進します。

高知家の未来を担う子どもの食育の推進

子どもの頃に健康的な食習慣を身につけることは、心身の発達のうえで大変重要です。子どもの頃から望ましい食生活の基礎知識や判断力を習得し、食の実践力を獲得することにより、健全な身体を培います。また、食事を通して家族や友人とのコミュニケーションを深め、食に対する感謝の気持ちを育み、食の楽しさ・食事のマナーの定着を図るなど、次世代を担う子どもの食育を推進します。

健康長寿を実現する食育の推進

国は第3次食育推進基本計画において、健康寿命の延伸につながる減塩などの推進やメタボリックシンドローム、肥満、やせ、低栄養の予防や改善等の推進を重点課題としています。また、県は第4期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」において、「子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着」と「働きざかりの健康づくりの推進」「生活習慣病の発症予防と重症化予防対策」を重点的な取組として推進することとしています。

これらの取組とも連携しながら、減塩と野菜摂取量を満たすバランスのとれた食生活の実践と低栄養の予防、歯と口の健康づくりに取り組むことで、生活習慣病の予防及び改善につなげ、健康長寿を実現する食育を推進します。

食の理解と継承

日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、生産者をはじめとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できる体験学習や地域との交流に取り組むことにより、地場産物に対する理解を深め、食に対する感謝の気持ちを育みます。また、県内各地の伝統的な行事や食文化を若い世代に継承し、人々の精神的な豊かさを育む取組を進めます。

食の安全・安心を確保するため、提供側も消費者側も正しい知識を身につけ理解を深められるよう、情報提供や啓発を行います。

また、近い将来必ず発生するとされている南海トラフ地震などの大規模災害時に備えた栄養・食生活支援の取組を推進します。

食を育む環境づくり

県民一人ひとりが食育を実践するためには、それを支援していくための人材育成や環境の整備が必要です。

あらゆる機会や様々な場所で食育が推進されるよう、食育を担う人材を育成するとともに地域のボランティア団体やNPO団体、企業などと連携し、食育に関する県民運動を推進します。

第4節 計画の施策体系

【食育の目標】

食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う

【目指す姿】

元気なからだをつくる健全な食生活の実現

高知のおいしい食材・食文化を楽しみ・伝え・豊かな心を培う

地域とのつながり・絆を大切にした高知家ぐるみの食育の実践

4つの基本方針

高知家の未来を担う子どもの食育の推進

- ・基礎的な食に関する知識の習得
- ・食の実践力の獲得
- ・食の楽しさ・食事のマナーの定着

健康長寿を実現する食育の推進

- ・減塩や野菜摂取量を満たすバランスのとれた食生活の実践
- ・生活習慣病の予防と改善
- ・健康寿命を延ばす低栄養の予防
- ・豊かな食生活のための歯と口の健康づくり

食の理解と継承

- ・食への感謝や食文化の継承
- ・食の安全・安心の確保
- ・地産地消の推進
- ・災害時の栄養・食生活支援の取組

食を育む環境づくり

- ・食育に関する人材育成
- ・企業や関係団体などとの連携
- ・県民運動の推進

子どもから高齢者まで生涯を通じた取組を推進

多様な関係者の連携・協働の強化

第4章 具体的な取組

第1節 高知家の未来を担う子どもの食育の推進



はやおきくん

(1) 基礎的な食に関する知識の習得

◆「早ね早おき朝ごはん」プラス「運動」で元気な子

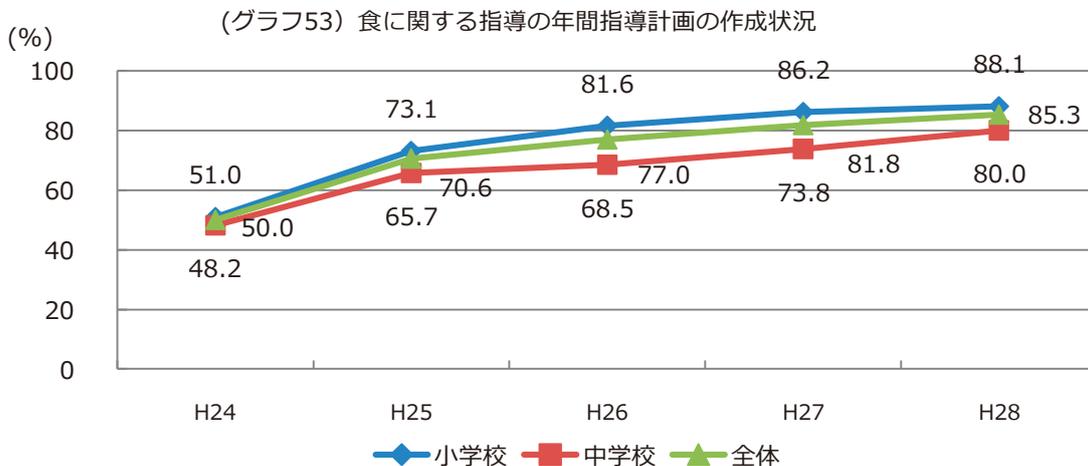


あさごはんまん

©やなせスタジオ

(課題)

- ・大人になってから既に身についた食生活習慣は変えることは難しいので、子どもの頃から健康的な食生活習慣を定着させる必要があります。
- ・子育て世代の朝食欠食が、児童生徒の朝食欠食につながっている可能性があり、具体的な取組方法について保護者に理解を促し、実践につなげていく必要があります。
- ・子どもの朝食摂取率が向上しないことの原因として、基本的な生活習慣の重要性について保護者の理解が十分でないことが考えられるため、基本的な生活習慣の確立に向けた具体的な取組方法について保護者に理解を促し、実践につなげていく必要があります。
- ・小中学校では、学校の食に関する指導方針に基づき、各学年ごとに年間指導計画を作成し、食に関する指導を計画的に行っています。年間指導計画の作成率は年々向上していますが、学校給食未実施校や栄養教諭未配置校では作成されていない学校があります。



(取組)

- ・県は、保育所・幼稚園等において、就学前の子どもが発育、発達段階に応じて、健全な食生活習慣の定着と豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保護者を対象に基本的な生活習慣に関するパンフレット等の配付や学習会を実施するなど家庭や地域と連携しつつ、様々な食育を推進します。
- ・県は、市町村教育委員会・市町村保育所主管課を通じて、保育所・幼稚園等の4歳、5歳児に生活リズムチェックカードを配付し、基本的な生活習慣や家庭学習の定着を図ります。
- ・県は、「早ね早おき朝ごはん」プラス「運動」の県民運動イメージキャラクターを活用して「早ね早おき朝ごはん」プラス「運動」の県民運動を推進します。

- ・県は、生活リズム名人認定証送付申請書の提出を受け、保育所・幼稚園等、小学校、中学校へ生活リズム名人認定証を送付します。
- ・市町村は、母子健康手帳の交付及び妊娠期の教室等で、妊娠中に適正な栄養管理が必要なことについて指導し、実践できる力を身につけられるよう支援します。
- ・市町村では、乳幼児健診、離乳食教室、育児相談における発育・発達に応じた食生活の指導を行います。
- ・県は、全小中高高等学校の保健体育等の授業において健康教育副読本を活用し、児童生徒の生活習慣の重要性の啓発に努めます。また、食生活改善推進協議会と連携して食育講座を実施することで、子どもの生活習慣の改善を促し、健康的な生活習慣の定着を推進します。
- ・学校は、学習指導要領に基づき、教科・特別活動等における健康教育を充実させ、朝食の重要性など食に関する知識が身につくよう取り組みます。
- ・県は、学校給食が「生きた教材」となるよう献立内容や指導を充実させるとともに、栄養教諭等を中核とした学校における食に関する指導を推進します。
- ・県は、学校給食未実施校及び栄養教諭未配置校への食に関する指導の年間指導計画の作成を支援し、食育を推進します。
- ・保護者は基本的な生活習慣を理解し、家庭のなかから生活習慣の改善に努めます。



基本的な生活習慣に関するパンフレットは、親子で取り組めるカレンダーを付け、3歳児保護者に配付しています。



健康教育副読本は、小学校低学年～高校生まで、各学年に応じた内容で作成し、配布しています。



指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		
小学5年生	男子 86% 女子 85%	95%以上
中学2年生	男子 80% 女子 79%	90%以上
高校2年生	男子 78% 女子 82%	85%以上
食に関する指導の年間計画 (各学年)を作成している 学校の割合(小学校・中学校)	85.3%	100%
生活リズム名人認定者数	17,738名	14,000人以上/年 (平成31年度)

プロセス指標 (目標達成に向けた経過指標)	現状値	プロセス指標値 (平成35年度)
3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合	92.2%	100%
食生活改善推進協議会による食育講座の実施割合 (※総数は県内公立小学校数)	39%	50%
生活リズム名人認定割合	H26：取組学校園所数 244校 認定者 38.3% H27：取組学校園所数 214校 認定者 39.6% H28：取組学校園所数 326校 認定者 43.9%	取組学校園所数 330校 認定者 45%

(2) 食の実践力の獲得

(課題)

- ・食に関する知識や食の大切さについては、子どもの頃からの食に関する体験学習や調理実習等を通して理解していますが、日常生活での実践や行動変容にまでは至っていないことから、体験的な学習を継続的に行い、正しい知識と健全な食生活を実践する力を身につけていくことが大切です。また、家庭にも波及する取組を継続的に行っていく必要があります。
- ・食育は、家庭の中で受け継がれるものですが、共働き世帯やひとり親世帯の増加、家族間の生活時間のずれ等から家庭で身につけることが難しくなっています。

(取組)

- ・市町村、食生活改善推進協議会による親子食育教室や食育講座での調理実習を実施するなど、食に関する体験の機会を増やします。
- ・県は、農林水産関係団体と連携した調理等の体験学習や出前授業を行います。
- ・学校は、学習指導要領に基づいて、教科・特別活動等における体験的な指導を推進し、子どもたちに食を選択する力や調理をする力が身につくよう取り組みます。
- ・家庭では、子どもと一緒に食を選択し、調理する力が身につくように努めます。



食生活改善推進員
(愛称：ヘルスマイト) は、ボランティアで食育活動や健康づくりに取り組んでいます。

小学校での食育講座の様子です。

(3) 食の楽しさ・食事のマナーの定着

(課題)

- ・近年ひとり親世帯や貧困の状況にある子ども等が増え、家庭状況やライフスタイルが多様化するなかで、家族との共食が少なくなる傾向があり、家庭における食に関するマナーや楽しい食生活の実践が十分でないことが考えられます。
- ・家族が共に食事をとりながらコミュニケーションを図り、豊かな食体験につなげる必要があります。また、地域や地区組織等の活動や行事を通じて様々な人と共食する機会を持つことが重要です。

(取組)

- ・保育所・幼稚園等は、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づき、食育を推進し、身近な人と一緒に食べる楽しさや食材について話をするなかで、食事に必要な基本的な習慣やマナーが身につくよう取り組みます。
- ・県は、保護者研修等において、子どもと共食することで得られること（コミュニケーション、マナー、愛着等）について保護者の理解を深め、実践できるよう支援していきます。
- ・保育所・幼稚園等、学校は、行事食を通して食の楽しさを体験する機会を増やします。
- ・保育所・幼稚園等、学校は、給食の時間での実践活動を通して食の楽しさ、食事のマナーが身につくよう取り組みます。
- ・学校は、教科・特別活動等において食の楽しさを体験するとともに、食事のマナーが身につくよう取り組みます。
- ・地域のボランティア団体や生産者、食品関係者は、体験学習等を通じて食事のマナーが身に付くよう支援します。
- ・家庭では、家族と一緒に食事をとり、食の楽しさや基本的な食事のマナーが身につくよう努めます。



よふかしおに



はやねちゃん



みそしるちゃん

©やなせスタジオ

第2節 健康長寿を実現する食育の推進

(1) 減塩や野菜摂取量を満たすバランスのとれた食生活の実践

◆毎食、野菜料理を食卓に！

(課題)

- ・食塩の摂取量は減少傾向にありますが、目標量の男性8g未満、女性7g未満よりも1g以上多く摂っていることから、更なる減塩対策が必要です。
- ・成人の1人1日当たりの野菜摂取量は、目標値の350gを達成していないため、野菜の摂取を今よりも1日1皿（約70g）以上増やす取組が引き続き必要です。
- ・果物は、1日200gを目安に適量摂取することが生活習慣病の予防に効果的であることを啓発する必要があります。

(取組)

- ・県、市町村、関係機関、団体等の広報誌やホームページ等を通じ、望ましい食生活についての知識の普及や野菜・果物の適正摂取を推進します。
- ・食生活改善推進協議会による地域、量販店等での食育イベントを通じて、健康な食生活の実践につながる減塩、野菜の摂取の取組について推進します。
- ・食品関連事業者と連携して減塩プロジェクトなどの普及を図る啓発活動を行います。
- ・市町村は、住民と直接接するさまざまな機会をとらえて食育についての普及啓発を行います。
- ・食生活改善推進協議会による料理教室等では、実践に近い具体的な実習で食育の支援を行います。
- ・県栄養士会は、栄養ケア・ステーションでの栄養・食生活相談等を実施し、食育を支援します。
- ・県は、出前講座等を通して県民に健康な食生活の知識や減塩、野菜の摂取等、食育の重要性を伝えます。

指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
食塩摂取量	8.8g	8.0g以下
野菜摂取量	295g	350g以上
果物摂取量 (100g未満の県民の割合)	55.6%	30%以下

プロセス指標 (目標達成に向けた経過指標)	現状値 (平成28年度)	プロセス指標値 (平成35年度)
食育イベントの取組	51回/年	50回以上/年

(2) 生活習慣病の予防と改善

(課題)

- ・生活習慣病は、身体活動、運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与しているため、健康的な生活習慣の定着と継続が重要となります。
また、生活習慣病は症状のないまま進行することが多く、症状を自覚する頃には重症化していることが多くなっています。このため、生活習慣病の早期発見・早期治療に繋げる特定健診・特定保健指導の実施率向上や治療を中断した場合の医療機関への受診勧奨など、重症化を予防する取組も必要です。
- ・働き盛り世代の健康づくりを推進するためには、日中の大半を過ごす職場での健康づくりを更に進めるとともに、量販店など事業者と連携した減塩等に取り組める環境整備が必要です。
- ・肥満対策には、食べ物をしっかり噛んで食べることも必要です。

(取組)

- ・県、市町村、医療保険者は、マスメディアやチラシ、健康講座や講演会などさまざまな媒体を活用し、特定健診・特定保健指導の受診勧奨に努め、特定健診・特定保健指導の実施率向上を推進します。
- ・医療保険者・事業者は、健診結果に基づく保健指導や医療機関への受診勧奨を徹底するとともに、健診後の未治療のハイリスク者に対する医療機関への受診勧奨の強化に取り組めます。
- ・県、市町村は、保健指導の効果が得られるよう保健師や管理栄養士等の保健指導従事者の人材育成に努めます。また、特定保健指導実施体制の充実を図るため、指導機関の育成や連携強化を図ります。
- ・県は、県栄養士会や医療機関等と連携し、外来栄養食事指導推進事業により、糖尿病患者を管理栄養士不在の診療所等から外来栄養食事指導が実施可能な協力医療機関への紹介を促進し、病診連携による糖尿病の重症化予防に取り組めます。
- ・県、市町村は、県栄養士会や食生活改善推進協議会と連携して、よくかんで食べることの重要性について啓発活動を行います。
- ・県は、医療保険者や事業者と連携し、高知家健康パスポートを活用して、県民の健康的な生活習慣の定着を促進することや、事業所の健康経営取組を支援します。
- ・県は、食生活改善推進協議会や事業者と連携した減塩プロジェクトを推進し、高血圧予防の観点から減塩や野菜摂取量の増加を目的に、減塩プロジェクトなどを通じて、適正な食塩摂取やヘルシーメニューへの取組、減塩食品の普及に努めます。

注：ヘルシーメニューとは、エネルギーや塩分控えめ、野菜たっぷり・食物繊維たっぷりと
いったメニューのことをいいます。

指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
適正体重を維持している県民の割合 (肥満 (BMI25以上) の減少)	40～60歳代男性の 肥満者の割合 34.2%	40～60歳代男性の 肥満者の割合 31%以下
	40～60歳代女性の 肥満者の割合 20.2%	40～60歳代女性の 肥満者の割合 19%以下
適正体重を維持している県民の割合 (やせ (BMI18.5未満) の減少)	20歳代女性のやせ の人の割合 20.0%	20歳代女性のやせ の人の割合 20.0%
よくかんで食べている県民の割合	71.8%	80%以上
朝食を食べている県民の割合 20-30歳代	男性 70.8% 女性 87.5%	85%以上

(3) 健康寿命を延ばす低栄養の予防

◆毎日の食事を楽しもう！

(課題)

・高齢期になると咀嚼力の低下や消化・吸収率の低下、運動量の低下など筋力や心身の活力の低下が影響し、食事摂取量の低下が起こりやすくなります。特に独居高齢者の世帯では食事内容が単調になりやすく、必要な栄養量の確保が困難となり、低栄養につながることも考えられます。また、高齢者の栄養課題は個人差が大きく、心身の自立状況に応じた対応が必要となります。

(取組)

- ・県は、県栄養士会や食生活改善推進協議会等と連携して、高齢者の低栄養予防や栄養状態の改善について啓発活動を行います。
- ・県、市町村は、高齢者の見守り体制や地域とのふれあい活動を通して、孤食を防ぐことなどによって、一人暮らしであっても豊かな食生活を営むよう支援します。
- ・市町村は、地域支援事業等により高齢者に対する低栄養予防を含めた介護予防や在宅療養支援に関するサービスを通じて、低栄養予防と栄養状態の改善を推進します。
- ・県、市町村は、医療機関等で健康診断や歯科健診の定期的な受診による、健康と口腔機能の維持や改善、知識の習得による食生活の実践力の定着を推進します。
- ・県や市町村、食に携わる関係機関は、地域や高齢者が集まる場などにおいて、低栄養予防、介護予防のための食生活に関する研修会などを実施します。
- ・県は、食品関連事業者や量販店等の健康を意識した商品やメニュー、多様な食品の選択などの食に関する取組について情報の提供を行い、健康を意識した食生活の推進に努めます。

指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
65歳以上低栄養傾向 (BMI20以下) の割合	男性 16.7% 女性 21.2%	男性 16%以下 女性 20%以下

(4) 豊かな食生活のための歯と口の健康づくり

(課題)

- ・むし歯予防対策のひとつとして、フッ素応用の知識を高めるための普及啓発が必要です。
- ・いつまでもおいしく食べるためには歯の喪失をできるだけ防ぐことが重要であるため、定期的な歯科健診等の普及啓発が必要です。

(取組)

- ・県は、子どものむし歯・歯肉炎予防のための歯磨き習慣の定着や仕上げ磨きの重要性を啓発します。
- ・県は、市町村及び教育委員会と連携し、効果的なむし歯予防として、フッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を啓発し、また学校でのフッ素洗口の実施を推進します。
- ・県は、県歯科医師会や県歯科衛生士会と連携して、むし歯・歯肉炎予防のためデンタルフロスなどの歯間部清掃用具の使用について啓発します。
- ・県は、教育委員会と連携し、むし歯・歯肉炎予防のため、学校での児童・生徒へのフッ素洗口実施の推進と、デンタルフロス等の歯間部清掃用具を使用した口腔清掃指導の実施を推進します。
- ・県は、マスメディアなどを活用して、定期的な歯科健診受診を勧奨します。また、歯周病予防の重要性や歯周病と全身疾患との関連性等についても普及啓発を行います。
- ・県は、精密検査・予防の勧奨等によりかかりつけの歯科医療機関をもち、定期的に歯科健診を受ける人の割合を増やします。

指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
1人平均むし歯数	3歳 0.55本 ¹⁾ 12歳 0.97本 ²⁾	3歳 0.4本以下 12歳 0.5本以下 (平成33年度)
自分の歯を有する県民の割合	60歳で24本以上 72.8% ³⁾ (平成27年度) 80歳で20本以上 59.3% ³⁾ (平成27年度)	60歳で24本以上 80%以上 80歳で20本以上 60%以上 (平成33年度)

1) 平成28年度歯科健康診査（1歳6か月児、3歳児健康診査 高知県）

2) 平成28年度学校歯科保健調査（高知県歯科医師会）

3) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）

第3節 食の理解と継承

(1) 食への感謝や食文化の継承

(課題)

- ・郷土料理について卓越した知識や技術を有した方の高齢化や食文化の多様化により、地域の行事食や郷土料理を知っている人が少なくなっています。また、冠婚葬祭の仕組みの変化や地域行事の減少により、地域内で郷土料理を伝承する場が少なくなっています。
- ・地域の食材や食文化を理解するうえで、給食に地元の農林水産物や新鮮な旬の食材を活用することなどは効果的です。

(取組)

- ・食生活改善推進協議会や土佐の料理伝承人は、地域の調理師等料理人や関係団体と連携し、住民に郷土料理の技術を伝承する取組や地域の食文化の普及啓発を行います。
- ・県は、収穫や調理食品加工などの体験学習などを行うことにより、県民に生産者や食物に対する感謝の気持ちを醸成させます。
- ・学校は、体験学習などを通じて食物の生産過程を学び、生産者や食物に対する感謝の心を育成します。
- ・学校は、学校給食や教科・特別活動等での行事食や郷土料理に関する学習を通じて、食文化を継承します。
- ・事業者は、食品残さの有効利用に努めます。

プロセス指標 (目標達成に向けた経過指標)	現状値 (平成28年度)	プロセス指標値 (平成35年度)
土佐の料理伝承人による郷土料理伝承講座	2回/年	3回/年

(2) 食の安全・安心の確保

(課題)

- ・健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。
- ・食に関する様々な情報の中から適切に選別し、活用する能力として、健康の保持増進のために、原材料や栄養成分、品質などの表示から食品を選択することができる力を身につけられるよう、子どもの頃から情報提供を行うことが必要です。
- ・近年の食中毒は、全国的にノロウイルス、カンピロバクター、サルモネラ属菌によるものが上位を占めており、県でも同様の傾向が見られます。
- ・県及び高知市では、食の安全性確保のため、食品衛生監視指導計画に基づいて、食品等事業者に対する監視指導及び流通食品の検査を行っています。
- ・平成27年4月から、JAS法、食品衛生法、健康増進法のうち食品表示に関することを一本化した「食品表示法」が施行されました。経過措置期間は平成32年3月までとなっています。
- ・食中毒や異物混入による事故などを防ぐため、国際的な食品衛生管理手法である「HACCP（ハサップ：危害分析・重要管理点方式）」の普及をすすめています。HACCPによる食品衛生管理については、今後、食品衛生法改正により制度化される予定です。
- ・食の安心につなげるため、食品に関する正しい知識の普及や関係者間の相互理解が求められます。

「高知県食品総合衛生管理認証制度」
HACCPの考え方を取り入れた県独自の
衛生管理基準です。



(取組)

- ・県は、食中毒予防や食品表示の利活用について、講習会等により情報提供を行います。
- ・県は、食の安全性確保に関する情報について、ホームページ等による情報提供を行います。
- ・県は、安全性の高い食品の製造・流通を増やすため、認証制度を設け、HACCPに取り組む事業者が増えるよう支援していきます。
- ・県は、流通食品の検査を行い、食品等の規格基準に適合しない食品を排除します。
- ・県は、生産者、事業者、消費者、行政の取組について、意見交換会によるリスクコミュニケーションを行い、相互理解を進めます。
- ・食品関連事業者は、食品の衛生管理に努め、食に関する様々な情報を提供します。

プロセス指標 (目標達成に向けた経過指標)	現状値 (平成27年度)	プロセス指標値 (平成35年度)
消費者を対象とした食品衛生に関する講習回数	88回 (平成23～27年度の平均)	90回以上
消費者を対象とした食品表示に関する講習回数	—	20回以上
意見交換会(リスクコミュニケーション)の開催	6回	10回以上

出典：第3次高知県食の安全・安心推進計画

(3) 地産地消の推進

◆地域の食材、高知の味！

(課題)

- ・学校給食に地場産物を活用する取組は、生産者の高齢化や数量、流通経路の確保が難しいなど、地域によって様々な課題があります。このため生産者、流通関係者、学校給食関係者、行政等の連携を強化し、学校給食における地域の食材の安定的な生産・供給体制を構築する必要があります。また、限られた予算の中で実施する学校給食では、地産外商や食材のブランド化等により単価が高くなることや、食材が地域で流通しない等により、活用が進みにくい現状があります。
- ・食や「農産物」「水産物」への関わりとして、農林漁業体験や加工や流通、販売の見学、体験等を通じて地産地消の意識の浸透を図るとともに、食へ積極的に関わることが望まれます。

(取組)

- ・県は、学校給食において地域の食材が安定的に使用できる体制づくりを関係課と連携して支援します。
- ・県は、学校給食への地場産物の活用を推進し、地場産物の活用についての理解を深める学校給食の普及に取り組みます。
- ・県は、漁業指導所による漁業に関する講義や、調理実習等の普及啓発を行います。
- ・県は、漁業士会や漁協女性部等と連携し、鰹の薫焼き体験、一本釣り模擬体験等を行ったり、魚のさばき方の学習、またそれらの地場産物を使用した郷土料理作りや実食を行います。
- ・農業関係団体等は、各地域で収穫体験を行ったり、農業に関する講義、学習、調理実習など行い、地場産物を活用した食育を実践します。
- ・県は、農業関係団体等と連携し、地元産農畜産物の普及、食の大切さについての取組運動を行います。また食農教育を推進します。
- ・県は、農林水産業者と連携し、直販所等における地元の食材の流通拡大を図ります。
- ・県は、農林水産業者と連携し、地産地消をさらに拡大するため、直販所の活性化と安全・安心の推進に取り組みます。

地産地消の取組は、この旗が目印です。



指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
学校給食における地場産物の活用（食品数ベース）	33.9%	50%
直販所売上高	95億円 (平成27年度)	100億円 (平成31年度)

(4) 災害時の栄養・食生活支援の取組

(課題)

- ・近い将来必ず起こるとされている南海トラフ地震等大規模災害発生に備え、日頃から災害時の食について備え、非常時にも対応できる力を身につけておくことが必要です。災害時に備えて非常食を用意している県民の割合は増加していますが、引き続き県民の災害時の食への意識を高める必要があります。
- ・東日本大震災や熊本地震では、避難所の住民から水分摂取の我慢による便秘や配食の弁当など食べ慣れない食事による栄養の偏り、アレルギーをもつ住民の対応や高齢者など軟らかい食事が必要な者に対する支援などの課題があり、栄養・食生活支援の重要性が高まっています。
- ・県では、平成26年3月に「高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン Ver.1」を作成し、「高知県南海地震時保健活動ガイドライン」の各論として位置づけ、保健活動と連携した栄養・食生活支援を今後も検討する必要があります。

「災害時の食の備え」
いざという時の心構えを！
日頃から備えておこう



(取組)

- ・県、市町村は、災害時に備えた家庭での非常用食料の備蓄の必要性を啓発します。
- ・県と食生活改善推進協議会は、南海トラフ地震対策として作成した冊子「災害時の食の備え」を使って、研修や健康教育の場で、災害食のメニューや調理技術を普及します。
- ・県、市町村は、避難所における栄養・食生活支援体制等に関する正しい知識について、避難所運営マニュアルの整備や炊き出し訓練時等を活用して普及啓発を行います。
- ・市町村は、「市町村南海トラフ地震時保健活動マニュアル」の中に「災害時栄養・食生活支援活動マニュアル」として「栄養・食生活」に関する対策を盛り込み、災害時に対する備えを強化します。
- ・県と県栄養士会は、平成29年5月に「大規模災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書」を締結し、災害時において必要があれば、県栄養士会に対して栄養支援チームの派遣協力を要請します。
- ・県と県栄養士会が連携して、栄養支援チームの派遣等に関するマニュアル作成を行い、南海トラフ地震発生時に備え平常時からの情報伝達等の整備や栄養・食生活支援時の支援体制の強化を図ります。

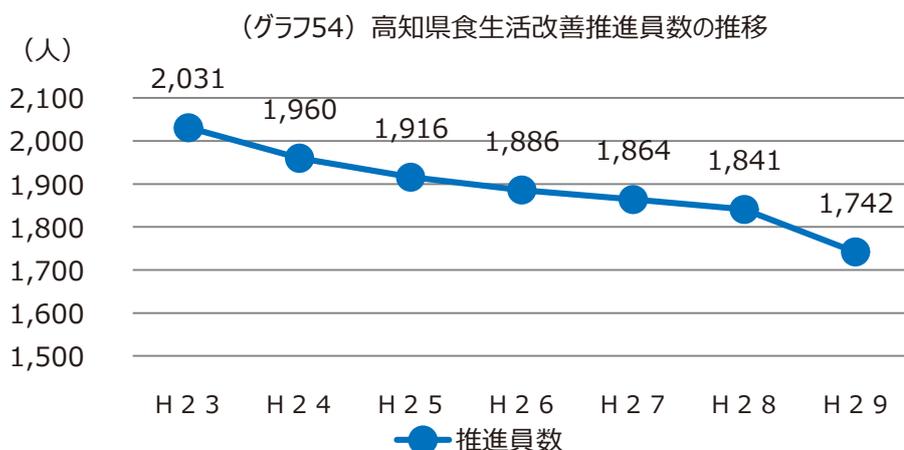
指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく市町村災害時保健活動マニュアルの策定状況	8/34市町村	全市町村

第4節 食を育む環境づくり

(1) 食育に関する人材育成

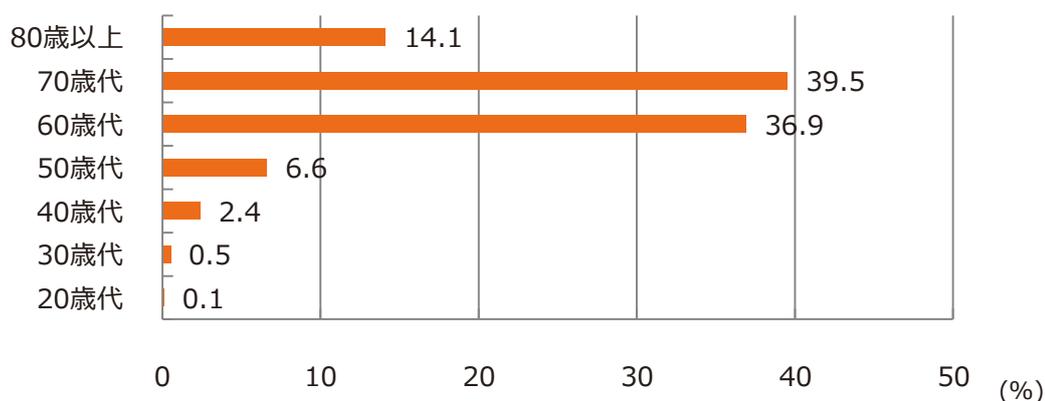
(課題)

- ・食生活改善推進員数は、高齢化による退会や、新規登録者の不足により減少傾向にあります。
- ・栄養教諭、学校栄養職員のそれぞれの課題に対応した、実践に生かせる専門的な内容を検討し、研修を行っていく必要があります。
- ・管理栄養士・栄養士、調理師は、それぞれが所属する団体等において、食育指導者となる人材の養成を図る必要があります。
- ・食品関係事業者、農林水産業者等の関係者は、生産から販売まで食材・食品の製造、流通販売等に携わることで、食に関する情報の共有や相互理解の促進を図る必要があります。
- ・保護者は、子どもの食生活習慣に関わりが深く、自ら食育を実践し、子どもに規則正しい生活習慣を身につけることが必要です。
- ・大学生など若い世代の方に、食に関する地域活動やボランティア活動などへ積極的に参加してもらい、さらに継続して食に関心をもってもらうことが必要です。
- ・県民や家庭、学校や地域で食育活動を推進するためには、食育に関わる様々な関係者が連携し、継続的な活動ができる推進体制が必要です。
- ・市町村栄養士については、ひとり配置が多く、非常勤採用や未配置の町村もあるなど、職場での人材育成が進めにくい状況にあります。



出典：高知県食生活改善推進協議会総会資料

(グラフ55) 高知県食生活改善推進協議会年齢階級別会員数の割合 (H29.4.1現在)



出典：健康長寿政策課調べ

(取組)

- ・食生活改善推進協議会は、会員の活動に関心をもち魅力を感じられる取組や研修が必要となります。
- ・県は、校内外において専門性を生かし、食育の中核となる栄養教諭や学校栄養職員を育成するとともに、教職員・家庭・地域・関係機関等と連携して食育を推進します。
- ・県は、栄養教諭や学校栄養職員の専門性やコーディネート力を高める研修を行います。
- ・県、市町村は、地域で活動する食生活改善推進協議会等の食に関するボランティア団体などを育成し、住民への食育活動を推進します。
- ・調理師養成施設等においては、食育指導者となる人材を育成し、食育活動を支援します。
- ・県栄養士会は、管理栄養士、栄養士の専門的な知識を高める研修等を行い、専門性を生かし活躍する人材の育成を支援します。
- ・県は、調理師団体、調理業界へ情報提供を行い、食育活動の推進と食育に関する取組を進めます。
- ・県は、生産者、事業者、販売者の食育活動に関する情報提供を行い、連携した取組で食育を推進します。
- ・県は、市町村、福祉保健所等行政栄養士の人材育成ガイドライン等を作成し、体系的な人材育成が行えるよう努めます。

指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
食生活改善推進員の数	1,841人	1,800人維持

(2) 企業や関係団体などとの連携

(課題)

- ・企業や関係団体などとの連携・協働による食育の推進と、県民への周知を行う必要があります。

(取組)

- ・医療保険者や事業者は、従業員に対して家族で食卓を囲む機会が持てるよう、働き方の見直しや職場づくりに努めます。
- ・県は、引き続き官民が連携した地産地消の推進により高知の食を意識し、高知の食に興味を持ってもらう取組をすすめます。
- ・県は、減塩プロジェクトの推進により、量販店や飲食店等と連携した取組で、減塩及び食育の啓発を図ります。
- ・県は、農林業関係団体及び水産業関係団体との連携を図っていきます。
- ・県は、引き続き量販店等と連携した取組を推進し、「食育応援店」におけるのぼり旗の掲揚やリーフレット等の配布で「食」に関する情報を広く県民に発信していきます。

「毎月19日は食育の日」



県内の量販店などの協力を得て、県民の皆様が減塩に取り組んでもらうきっかけづくりとして、減塩商品の紹介、減塩料理の提案などを行っています。

プロセス指標 (目標達成に向けた経過指標)	現状値 (平成28年度)	プロセス指標値 (平成35年度)
減塩プロジェクト参加企業数	34社	40社
ヘルシー弁当等販売企業数	5社	7社

(3) 県民運動の推進

(課題)

- ・食育に関心を持っている県民の割合、54.1%と低く、目標達成に向けた官民協働の取組が必要です。
- ・食育を県民運動としていくために、引き続き「食育の日（毎月19日）」「食育月間（6月）」「やさいの日（8月31日）」等の取組を増やしていく必要があります。

(取組)

- ・県は、「食育の日（毎月19日）」「食育月間（6月）」「やさいの日（8月31日）」「栄養の日（8月4日）」「愛菜の日（1月31日）」等の取組を関係団体と連携して県民に周知し、イベントを開催するなどの普及啓発を行います。
- ・県は、「早ね早おき朝ごはん」プラス「運動」の取組を推進します。
- ・県は、地産地消を推進し、地域の食材や特産品等の利用を促進します。

指標	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
食育に関心を持っている 県民の割合	54.1%	95%以上

プロセス指標 (目標達成に向けた経過指標)	現状値 (平成28年度)	プロセス指標値 (平成35年度)
食育月間の取組	35回	40回
食育の日の取組	5回	10回
やさいの日の取組	20回	25回

第5節 多様な関係者の連携・協働の強化

(1) 行政、教育機関、保健医療福祉、生産販売等が連携した食育の推進

(課題)

- ・情報共有等、関係機関との連携が十分ではなく、県全体がひとつとなった食育の推進ができていない状況があります。
- ・食育の推進のために関係機関と連携したい場合に、関係団体との連絡手段や連携の方法がすぐに分からない状況があります。
- ・県民一人ひとりが自らのこととして食育の実践を継続していくために、関係機関、団体等と連携をとりながら食育の推進を強化する必要があります。

(取組)

- ・市町村は、食生活改善推進協議会や食育関係団体等と連携し、食に関する正しい知識を普及啓発します。
- ・市町村は、教育機関等と連携し、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた取組を推進します。
- ・食品関連事業者は、農林水産業者と連携して地場産物の活用等食に関する取組を推進します。
- ・県は、高知県食育連携推進協議会において、食育推進計画の進捗管理及び食育の推進に関する協議等を行い、県民の食育の推進を図ります。
- ・県は、教育機関や農林水産業者等と連携し、小・中学校や福祉施設等での調理・体験学習会開催の支援を行います。
- ・県は、基本的な生活習慣に関するパンフレット活用の推進と、保育所・幼稚園等での保護者への研修を通して、乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成が重要であることを啓発します。
- ・県は、企業や関係団体と連携した食育の出前授業等を開催し、食育の重要性を啓発します。
- ・県は、関係機関に積極的に働きかけ、情報収集・提供・共有を行うとともに、食育推進のネットワークの強化を行いそれぞれの特性を生かした取組を推進します。

(2) あらゆる場での積極的な食育に関する情報発信

(課題)

- ・子どもから高齢者まで、県民一人ひとりが食育の必要性を理解し実践するためには、わかりやすい情報をあらゆる場において提供することが重要です。県では、各関係機関や団体等がそれぞれの地域や所属等において、食育に関する情報提供や普及啓発活動を行っています。更に関係機関が取組情報を共有し、県民へ周知するなど、食育に関する情報を広く提供する必要があります。
- ・郷土料理等に興味のある方や地域特産の野菜や果物に興味のある方が多くいますが、食文化を継承する場が限られており、知識を習得したり実践する場が少ないことの課題があります。
- ・消費者の食の安心が求められており、そのためには、科学的根拠に基づく情報を収集し、わかりやすく提供することが必要です。

(取組)

- ・食生活改善推進協議会は、事業を通して調理の実践や食に関する情報を地域住民に伝えます。
- ・食品関連事業者は、消費者に対して食に関する情報を提供します。
- ・市町村は、広報誌や健康づくり、食に関するイベント等様々な活動を通して地域住民に情報提供や普及啓発活動を行います。
- ・県は、食を通じた健康づくり、農林漁業体験、食文化等の食育に関する様々な情報を県民にわかりやすく伝えます。
- ・県は、いつでも情報が入手しやすいように、ホームページへの掲載及び内容の更新など、食育に関する情報を充実させます。
- ・県は、食品販売店や飲食店などで、食に関する情報を積極的に発信することにより、身近なところから食育への関心を高めていきます。
- ・県は、地元で営まれている漁業や漁獲物に関する授業を行い、漁業や水産物への関心や知識の向上を図っていきます。
- ・県は、地元の漁獲物を用いた料理教室を通じ、魚の美味しさや正しい調理方法を知ってもらい、魚食への関心を高めていく活動を行います。
- ・農業関係団体は、農産物に関する授業や調理実習の場などで、地域の特産物に関する情報や知識を高めていく活動を行います。
- ・県は、農業関係団体と連携した食農教育の推進により、農業や農産物への関心・知識の向上を図っていきます。
- ・県は、高知県内の郷土料理のパンフレットの作成・配布を行います。
- ・県は、高知県内の直販所を網羅した直販所マップの作成・配布を行います。
- ・県は、食育や学校給食に関する情報の提供をホームページ等を活用して行い、学校や地域での食育の推進、学校給食の充実を支援します。
- ・県は、学校給食における地場産物の活用を進めるために取組事例の紹介などを研修会等で行い、学校給食において地域の食材が安定的に使用できる体制づくりを支援します。
- ・県は、食品の安全性に関する科学的な情報を収集し、関係団体を通じて県民に分かりやすく提供していきます。

第5章 食育推進の評価指標

第1節 評価指標の考え方

国の第3次食育推進基本計画と高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」、高知県食の安全・安心推進計画などと整合性を図り、指標を作成しました。

第3期計画では、実践に向けた施策を展開していくために、県、市町村、食に関わる様々な団体が連携し、目標の達成を目指して協力していきます。

地域の実態や特性などを理解し、食育への取組のプロセスや県民の声なども大切に、目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意します。

第2節 食育の推進にあたっての指標

No.	目標項目	策定時 平成28年度	目標値 平成35年度	出典
1	朝食を必ず食べる児童生徒の割合			「高知県体力・運動能力、生活実態等調査」 (保健体育課)
	小学5年生	男子 86% 女子 85%	95%以上	
	中学2年生	男子 80% 女子 79%	90%以上	
	高校2年生	男子 78% 女子 82%	85%以上	
2	朝食を食べている県民の割合 20-30歳代	男性 70.8% 女性 87.5%	85%以上	県民健康・栄養調査 (健康長寿政策課)
3	適正体重を維持している県民の割合 (肥満 (BMI25以上)、 やせ (BMI18.5未満) の減少)	40～60歳代男性 の肥満者の割合 34.2% 40～60歳代女性 の肥満者の割合 20.2% 20歳代女性のやせ の人の割合 20.0%	40～60歳代男性 の肥満者の割合 31%以下 40～60歳代女性 の肥満者の割合 19%以下 20歳代女性のや せの人の割合 18%以下	県民健康・栄養調査 (健康長寿政策課)
4	65歳以上低栄養傾向 (BMI20以下) の割合	男性 16.7% 女性 21.2%	男性 16%以下 女性 20%以下	県民健康・栄養調査 (健康長寿政策課)
5	食塩摂取量	8.8g	8.0g以下	県民健康・栄養調査 (健康長寿政策課)
6	野菜摂取量	295g	350g以上	
7	果物摂取量 (100g未満の県民の割合)	55.6%	30%以下	
8	食育に関心を持っている県民の割合	54.1%	95%以上	県民健康・栄養調査 (健康長寿政策課)
9	よくかんで食べている県民の割合	71.8%	80%以上	県民健康・栄養調査 (健康長寿政策課)
10	南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動 ガイドラインに基づく市町村災害時保健 活動マニュアルの策定状況	8/34市町村	全市町村	健康長寿政策課調べ

No.	目標項目	策定時 平成28年度	目標値 平成35年度	出典
11	3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合	92.2%	100%	幼保支援課調べ
12	食に関する指導の年間計画（各学年）を作成している学校の割合（小学校・中学校）	85.3%	100%	食に関する指導実施状況調査（保健体育課）
13	生活リズム名人認定者数	17,738名	14,000人以上/年（平成31年度）	生涯学習課調べ
14	学校給食における地場産物の活用（食品数ベース）	33.9%	50%	学校給食栄養報告（週報）（文部科学省）
15	直販所売上高	95億円（平成27年度）	100億円（平成31年度）	地域農業推進課調べ
16	食生活改善推進員の数	1,841人	1,800人維持	健康長寿政策課調べ
17	1人平均むし歯数 3歳	0.55本	0.4本以下（平成33年度）	歯科健康診査（3歳児健康診査高知県）
	12歳	0.97本	0.5本以下（平成33年度）	学校歯科保健調査（高知県歯科医師会）
18	自分の歯を有する県民の割合 60歳で24本以上	72.8%（平成27年度）	80%以上（平成33年度）	高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）
	80歳で20本以上	59.3%（平成27年度）	60%以上（平成33年度）	

第6章 計画の推進方法

第1節 計画の推進体制

消費者、生産者・事業者、地域食育活動関係者、教育・学校関係者、学識経験者から構成する「高知県食育連携推進協議会」において、計画の進捗状況の把握や評価を行います。

庁内の関係部局は、担当者会において食育関連事業の進捗状況などを把握し、連携した取組を進めます。

また、市町村における食育推進計画の策定及び推進に向けて福祉保健所と連携し、地域の特性を生かした食育を推進します。

第2節 関係者の役割

食育推進計画の実現に向け、県民一人ひとり、関係団体、市町村などのさまざまな実施主体がそれぞれの役割と責務を担い、「食を通じて豊かな人間性を育み、健全な食生活を営む力を養う高知家」を目指します。

団体名	役割
県民	生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、一人ひとりの自覚のもとに、食に関する正しい知識と選択できる力を養い、規則正しい健康的な食生活の実践に努めます。 家庭は、基礎的な食に関する知識の習得や食の実践力の獲得、食の楽しさや食事のマナーを身につける場であることから、楽しく食卓を囲み、食事づくりに参加し、家族と地域との交流を持ちながら食育活動に取り組みます。
教育関係者	保育所・幼稚園等及び学校においては、子どもの食育の重要性を認識し、食育推進体制の整備や関係職員の意識の向上に努めるとともに、子どもの食育の推進と保護者などに対する食育の大切さの積極的な普及・啓発に努めます。給食や食事の時間を通じて、子どもたちの食に関する正しい理解と望ましい食習慣や社会性を養います。
P T A	子どもの規則正しい生活習慣の確立と食育の推進に努めます。
食生活改善推進協議会、土佐の料理伝承人、消費者団体・N P Oなど	それぞれの組織の目的や役割に応じて、調理方法や食文化の継承など豊富な知識と経験を生かし、食育講座や研修会の開催など地域の食育を担う団体として活動します。活動にあたっては、地域住民と行政をつなぐ役割を努めます。
栄養士会	食生活や栄養の専門職として、生活習慣病の予防や重症化予防、低栄養などの栄養・食生活相談等を実施し、ライフステージに応じた食育を推進します。

団体名	役割
調理師団体	食に関する意識の普及・啓発、専門的な指導を行うことで食育を推進します。
保健・医療関係者	乳幼児から高齢者まで個人にあったアドバイスをを行い、多面的な食育活動を通じて健康づくりを支援します。
農林水産業者	農林水産業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、教育関係者をはじめとする関係団体と連携して情報提供するなど食育の推進に努めます。また、安全な食品の提供に努めます。
食品関連事業者	食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者や飲食店及び関係団体は、食の安全や安心、県民の健全な食生活の実践に大きな影響を持つことから、自主的かつ積極的に食品加工施設の見学会など学べる場の提供や、生産情報の提供、健康づくりや生活習慣病予防のためのメニューの提供など、食環境の整備に努めます。
医療保険者・事業者	被保険者（従業員）などに対し、健康診断結果などに基づく生活習慣病予防のための食生活の改善を図ります。また、「共食」など家庭における食育の推進に努めます。
市町村	<p>食育は地域に根差した活動が重要であることから、市町村は食育推進計画を策定し、学校や保育所、地域などと一体となって食育を推進します。</p> <p>地域の活動の核となる人材の育成と活動の支援に努めるとともに、地域の食育関連団体やNPO、住民などと連携し、生産体験や生産者との交流など食に関する様々な情報を地域に発信します。</p>
県	<p>食育を総合的に推進するため、市町村や関係団体などと連携して、食育を推進する機運の醸成を図り、県民運動として展開します。</p> <p>ライフステージに応じた幅広い食に関する情報を提供し、食育への関心を広げます。</p> <p>食育を推進するための学習の機会の提供や人材の育成に努めます。</p>

(参考資料1)

高知県食育連携推進協議会の開催の経過と内容

この計画は、高知県食育連携推進協議会の審議を踏まえて策定しました。

○高知県食育連携推進協議会

第1回 (H29.7.21)	・第2期高知県食育推進計画の評価について ・第3期高知県食育推進計画の基本方針と骨子(案)の検討
第2回 (H29.11.28)	・第3期高知県食育推進計画(原案)について ・策定までの今後のスケジュールについて
H30.1.16~H30.2.14 パブリックコメント募集	
第3回 (H30.2.19)	・第3期高知県食育推進計画(案)について

(参考資料2)

高知県食育連携推進協議会の委員名簿

平成29年4月1日現在

分野		所属・職名	氏名
消費者		所属なし	南 まりな
生産者 ・ 事業者	生産者	高知県農村女性リーダーネットワーク 副会長	川田 寿美子
	流通事業者	高知県農業協同組合中央会 自己改革推進室 部長	徳弘 吉哉
	販売者	株式会社サニーマート 営業企画部 CR マネージャー	出水 佐知
地域食育活動関係者		高知県食生活改善推進協議会 会長	西村 富美子
		NPO法人地域サポートの会さわやか高知 理事長	三谷 英子
		公益社団法人 高知県栄養士会 会長	森田 陽子
教育・学校関係者		高知県市町村教育委員会連合会 事務局長	上村 安和
		高知県学校栄養士会 会長	石川 利恵
		高知県幼保小中高PTA連合体連絡協議会 監事	齊藤 雄也
		高知県保育士会 理事	山本 美津子
学識経験者		高知県立大学健康栄養学部 教授	稲井 玲子

(参考資料3)

食育推進に関する県の窓口

平成30年3月末現在

組織名	電話・FAX	電子メール
健康政策部 健康長寿政策課	電話：088-823-9675 FAX：088-823-9137	131601@ken.pref.kochi.lg.jp
健康政策部 食品・衛生課	電話：088-823-9672 FAX：088-823-9264	131901@ken.pref.kochi.lg.jp
農業振興部 地域農業推進課	電話：088-821-4537 FAX：088-873-5162	160201@ken.pref.kochi.lg.jp
水産振興部 漁業振興課	電話：088-821-4829 FAX：088-821-4528	040401@ken.pref.kochi.lg.jp
教育委員会 幼保支援課	電話：088-821-4889 FAX：088-821-4774	311601@ken.pref.kochi.lg.jp
教育委員会 生涯学習課	電話：088-821-4911 FAX：088-821-4505	310401@ken.pref.kochi.lg.jp
教育委員会 保健体育課	電話：088-821-4928 FAX：088-821-4849	310501@ken.pref.kochi.lg.jp

食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

目次	前文
	第一章 総則（第一条—第十五条）
	第二章 食育推進金計画等（第十六条—第十八条）
	第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）
	第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）
	附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(参考資料5)

平成28年高知県県民健康・栄養調査の概要（抜粋）

1. 調査の目的

「健康日本21」の地方計画である、第3期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」を見直し、県の目標値を設定するため、高知県県民健康・栄養調査を実施し、県民の生活習慣の状況や食生活、栄養摂取状況等を把握すること。

2. 調査の対象者と抽出方法

調査の対象は、県内の世帯及び世帯員で、平成28年11月1日現在で満1歳以上の者とした。

県内34市町村を4つの経済地帯別の地域に分け、平成22年国勢調査の調査区から無作為に抽出した7地区の325世帯、723人及び平成28年国民健康・栄養調査実施地区10地区の483世帯、898人を合計した17地区、808世帯、1,621人とした。

経済地帯別分類として、県内を以下のように4地域に区分した。

区 分	漁業従事率	農家率	林野率
都市・都市近郊	約5%未満	20%未満で世帯数が8,000世帯以上	
平地農村	約5%未満		80%未満
農山村	約5%未満		80%以上
漁村	約5%以上		

3. 調査実施者の概要

(1) 実施状況

実施調査内容	対象者	実施者数	実施率
身体状況調査	1,621人	364人	22.5%
栄養摂取状況調査	1,621人	801人	49.4%
生活習慣調査	1,363人	738人	54.1%
歩行調査	1,363人	515人	37.8%
血液検査	1,363人	277人	20.3%

※年齢、性別の回答を行われなかった者は、実施者数に含めなかった

(2) 年齢階級別状況（実施者数）

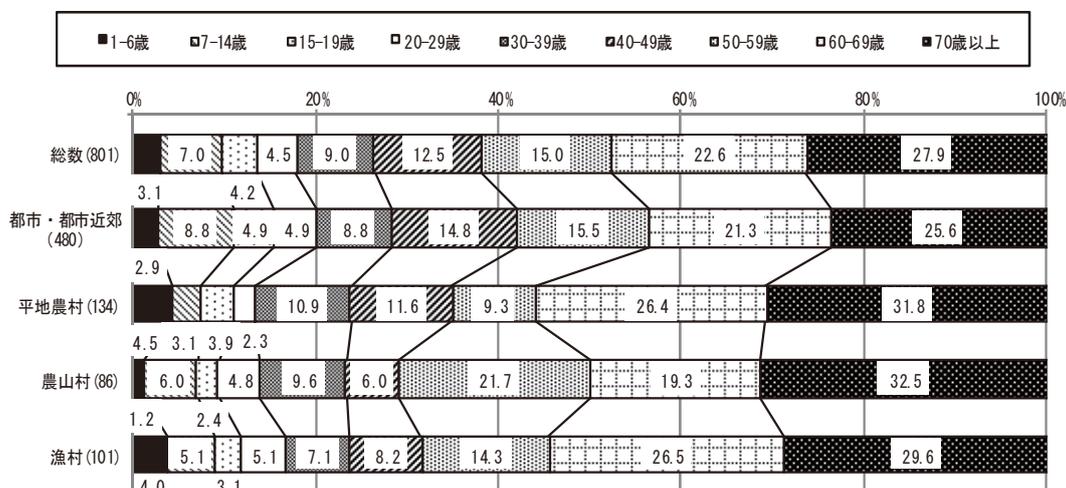
総 数	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
身体状況調査	364	10	18	3	8	30	37	45	105	108
栄養摂取状況調査	801	25	53	32	34	68	94	113	171	211
生活習慣調査	738	-	-	-	35	73	113	119	187	211
歩行調査	515	-	-	-	23	51	69	86	133	153
血液検査	277	-	-	-	4	24	34	34	92	89
男 性	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
身体状況調査	145	2	9	1	3	14	7	20	46	43
栄養摂取状況調査	365	8	29	16	17	33	34	55	80	93
生活習慣調査	330	-	-	-	18	35	41	56	88	92
歩行調査	228	-	-	-	13	24	22	42	61	66
血液検査	107	-	-	-	2	10	6	14	40	35
女 性	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
身体状況調査	219	8	9	2	5	16	30	25	59	65
栄養摂取状況調査	436	17	24	16	17	35	60	58	91	118
生活習慣調査	408	-	-	-	17	38	72	63	99	119
歩行調査	287	-	-	-	10	27	47	44	72	87
血液検査	170	-	-	-	2	14	28	20	52	54

(3) 経済地帯別状況 (実施者数)

経済地帯別	調査地区	身体状況調査	栄養摂取状況調査		生活習慣調査	歩行数調査	血液検査
		人数	世帯数	人数	人数	人数	人数
都市・都市近郊	高知市A	7	14	28	31	14	7
	高知市B	35	24	61	65	0	18
	高知市C	8	8	16	24	9	7
	高知市D	13	9	24	37	17	7
	高知市E	6	11	14	20	7	4
	高知市F (県)	12	27	61	55	46	12
	高知市G (県)	12	19	55	36	33	10
	南国市 (県)	26	35	83	74	65	26
	須崎市 (県)	9	6	22	15	11	6
	宿毛市	44	30	63	58	49	39
	いの町	25	23	53	41	34	24
平地農村	芸西村 (県)	12	15	36	28	22	11
	日高村 (県)	47	42	98	86	71	44
農山村	大豊町	18	16	31	25	22	15
	四万十町	30	27	55	54	44	0
漁村	東洋町	18	17	25	25	19	17
	黒潮町 (県)	42	36	76	64	52	30
合計	17地区	364	359	801	738	515	277

(※ (県)・・・県抽出地区)

(4) 経済地帯別年齢構成比



(5) 職業別状況 (栄養摂取状況調査票の回答者の職業別内訳)

職業別	総数	男性	女性
専門的・技術的職業従事者	84	38	46
管理的職業従事者	22	20	2
事務従事者	69	25	44
販売従事者	50	22	28
サービス職業従事者	53	19	34
保安職業従事者	3	3	0
農業従事者	37	20	17
林業従事者	1	1	0
漁業従事者	1	1	0
運輸・機械運転従事者	7	5	2
生産工程従事者	50	39	11
家事従事者	122	3	119
その他	180	113	67
保育園児	17	6	11
幼稚園児	3	1	2
その他の幼児	4	1	3
小学校低学年	13	8	5
小学校中学年	8	3	5
小学校高学年	13	8	5
中学生	20	10	10
その他の学生	28	13	15
無回答・無効回答	16	6	10
合計	801	365	436

第3期高知県食育推進計画
(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月発行

編集・発行/高知県健康政策部健康長寿政策課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL088-823-9675
